

平成 21 年度国土政策関係研究支援事業 研究成果報告書

「新たな公」を基軸とする地域づくりのための  
資金循環システムに関する研究  
—「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」による  
新たな国土像の実現に向けて—

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
研究開発第一部（大阪） 夢・創造グループ 研究員

代表研究者：小柴 巖和

＜共同研究者＞

株式会社 三菱総合研究所  
環境・エネルギー研究本部 研究員

岩田 まり

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
研究開発第一部（名古屋） 研究員

森 大頭

# 目 次

I.	研究目的・意義	1
II.	研究手法	3
1.	文献調査	3
2.	インタビュー調査	3
2-1.	インタビュー訪問先	3
2-2.	インタビュー項目	4
III.	成果内容	5
○	要旨	5
○	本編	11
1.	用語の定義	11
2.	「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」の考え方	11
3.	NPO や CB/SB 事業者の現状	12
3-1.	組織形態	12
3-2.	事業分野	12
3-3.	売上高	12
3-4.	収支状況	12
3-5.	従業者数	13
3-6.	従業者の平均年齢	13
3-7.	外部機関との連携・協働の状況	13
3-8.	今後連携・協働を充実・強化したい外部機関	13
3-9.	市民による認知度	14
3-10.	市民から今後期待されている事業分野	14
4.	NPO や CB/SB 事業者の資金調達手法	15
4-1.	直接金融	16
4-2.	間接金融	18
5.	NPO バンクによる取組の現状	20
5-1.	NPO バンクによる取組概要	20
5-2.	NPO バンクによる取組事例	25
6.	自治体による取組の現状	48
6-1.	自治体による取組概要	48
6-2.	自治体による取組事例	49
7.	NPO バンク、自治体による取組の課題	76
7-1.	NPO バンクによる取組の課題	76
7-2.	自治体による取組の課題	77

7-3.	NPO や CB/SB 事業者の抱える課題.....	78
8.	今後の取組の方向性.....	79
8-1.	NPO バンクの今後の取組の方向性.....	79
8-2.	自治体の今後の取組の方向性.....	80
8-3.	NPO や CB/SB の振興に向けた公的環境整備の方向性.....	81

## I. 研究目的・意義

我が国では、少子高齢化の進展など経済社会情勢の変化が進み、公共交通、医療、福祉、環境保全など公共性の高い社会的サービスを持続可能な形で提供することが難しくなってきた。また、私的なQOL（生活の質）の向上を望む意識が進展する中で、地域づくりの活動領域や形態も多様化・高度化し、それ自体が公共的価値を創出するという状況が生まれてきている。

一方、地域づくりの主体に目を移すと、かつて地域づくりの重要な担い手であった地縁型コミュニティは、都市部においては生活様式の変化と共に衰退してきている。農山漁村を始めとする地方では、地縁型コミュニティは今もなお一定の役割を果たしているものの、人口減少や高齢化の進展により、活動性が停滞しているという声がしばしば聞かれるようになった。

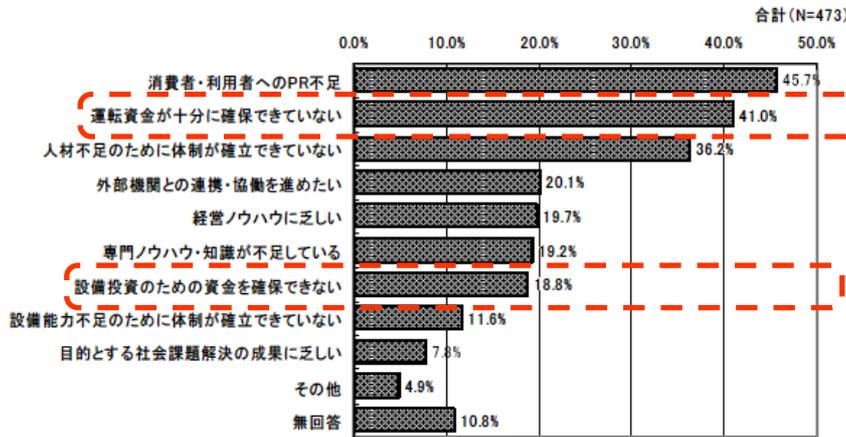
このような中、都市部・地方を問わず、様々な地域の社会的課題に対応するために、行政の果たす役割が大きくなってきたが、行政だけでは解決することが容易ではない課題も多くみられるようになり、近年はNPOなど新たな主体が担う役割が高まりをみせている。

特に、近年は、従来のNPOとは異なり、一定の収益性を確保した上で地域社会の課題解決に取り組むコミュニティビジネス（以下「CB」）やソーシャルビジネス（以下「SB」）と総称される取組形態が注目されるようになってきている。

これら新たな存在が、行政、地縁型コミュニティ、大学等の教育機関や企業など様々な主体と連携することで、経済社会情勢の急激な変化に対応しながら、多様化・高度化したサービスを提供することが求められている。

しかし、これらNPOやCB/SB事業者は必ずしも順調に活動を展開できているわけではない。NPOやCB/SB事業者の約4割が運転資金確保を事業展開上の主要な課題として受け止めている（図表1）。また、運転資金だけでなく、設備投資に向けた資金調達を主要な課題として挙げる団体も約2割にのぼっている。

図表 1 ソーシャルビジネス事業展開上の主な課題



(出典) 経済産業省 (2008) 「ソーシャルビジネス研究会報告書」

このような中、一部の自治体では、NPO など地域づくりに取り組む各種団体を資金的に支援するために市民からの税金を財源とする「コミュニティ税」や寄附・助成金による「NPO 基金」等を設ける動きがみられる。これは、地域で生活している市民から寄附や税金を募り、地域づくりに貢献する各種団体を資金的に支援するという制度である。

また、コミュニティファンドや NPO バンクとよばれる市民事業に融資する非営利金融機関も登場し、NPO や CB/SB 事業者に投融資を実施する例がみられるようになってきた。これらの非営利金融機関は市民等の出資により成り立っている。

本研究では、このような自治体による「志」金の小さな循環」や NPO バンクによる「『志』ある投資（融資）」のように、地域の市民を主な出資者として、地域のために活動する NPO や CB/SB 事業者を支援、出資者が社会的な利益（ソーシャルリターン）を享受するという地域づくりのための資金循環システムについて、自治体や NPO バンクからみた現状と課題を把握することを主な目的とする。

これらの取組において往来する資金規模は数百万円以内と小さいものであるとされるが、「新たな公」の担い手の芽を育てていくという視点からは、NPO や CB/SB という「新たな公」を基軸とした地域づくりのために非常に重要な事項であると言える。

最後に、自治体や NPO バンクの現状と課題を踏まえた上で、このような取組を行う自治体や NPO バンクが目指すべき方向性、公的な環境整備等のあり方について今後、検討が必要になると考えられる事項等を検討する。

## II. 研究手法

本研究では、文献調査及び自治体やNPOバンクへのインタビュー調査によるケーススタディを実施する。

### 1. 文献調査

各種文献調査により、本研究で取り扱う各事例の内容及びNPOやCB/SBに関する資金調達手法について概観する。

### 2. インタビュー調査

文献調査とあわせNPOバンクや自治体の取組について各事例の関係者にインタビューを行い、各事例の特徴などをケーススタディとして整理する。

#### 2-1. インタビュー訪問先

本研究におけるインタビュー訪問先は下記の通りである。

##### (1) NPOバンク

都道府県名	団体名	設立年
北海道	北海道NPOバンク	2002年
東京都	東京コミュニティパワーバンク	2003年
長野県	NPO夢バンク	2005年
愛知県	コミュニティ・ユース・バンク momo	2005年
宮崎県	みやざきアースコミュニティバンク	2008年（設立準備）
熊本県	くまもとソーシャルバンク	2009年（設立準備）
石川県	ピースバンクいしかわ	2009年（設立準備）

##### (2) 自治体

自治体名	制度名	寄附金／税金	開始年
杉並区(東京都)	NPO支援基金制度	寄附金	2002年
香川県	香川県NPO基金制度	寄附金	2008年
市川市(千葉県)	1%支援制度	税金	2005年
和歌山県	紀の国森づくり税	税金	2007年
宮崎市(宮崎県)	地域コミュニティ税	税金	2009年

## 2-2. インタビュー項目

本研究における主なインタビュー項目は下記の通りである。

### (1) NPO バンク用

#### ① 現状

- ・ 設立年
- ・ 出資金
- ・ 出資者数
- ・ 投融資実績
- ・ 利用団体の属性
- ・ 取組概要

#### ② 課題

- ・ 市民意識
- ・ 成果測定手法
- ・ 利用団体の質・能力
- ・ 金融リスクに対する安定性

#### ③ その他

- ・ 国や自治体に対する要望
- ・ 今後の展開・目指す方向性

### (2) 自治体用

#### ① 現状

- ・ 開始年
- ・ 資金規模
- ・ 助成金額
- ・ 利用団体の属性
- ・ 制度概要

#### ② 課題

- ・ 市民意識
- ・ 成果測定手法
- ・ 利用団体の質・能力

#### ③ その他

- ・ 国の制度に対する要望
- ・ 今後の展開・目指す方向性

### III. 成果内容

#### ○ 要旨

我が国では、少子高齢化の進展など経済社会情勢の変化が進み、公共交通、医療、福祉、環境保全など公共性の高い社会的サービスを持続可能な形で提供することが難しくなっている。また、私的なQOL（生活の質）の向上を望む意識が進展する中で、地域づくりの活動領域や形態も多様化・高度化し、それ自体が公共的価値を創出するという状況が生まれてきている。

一方、地域づくりの主体に目を移すと、かつて地域づくりの重要な担い手であった地縁型コミュニティは、都市部においては生活様式の変化と共に衰退してきている。農山漁村を始めとする地方では、地縁型コミュニティは今もなお一定の役割を果たしているものの、人口減少や高齢化の進展により、活動性が停滞しているという声がしばしば聞かれるようになった。

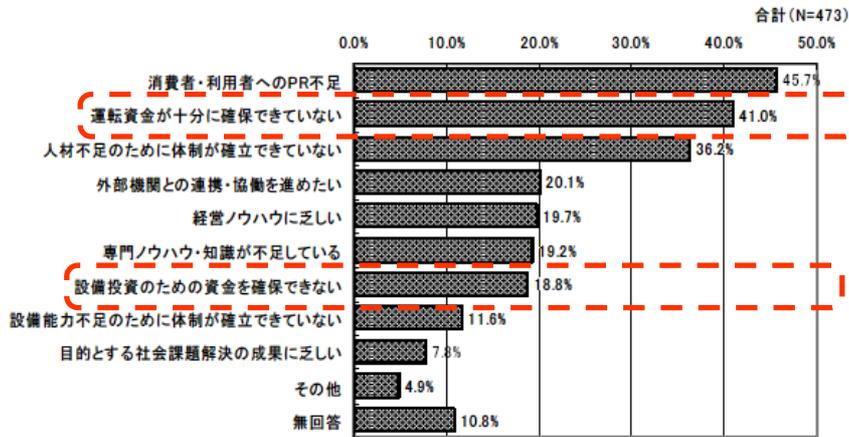
このような中、都市部・地方を問わず、様々な地域の社会的課題に対応するために、行政の果たす役割が大きくなってきたが、行政だけでは解決することが容易ではない課題も多くみられるようになり、近年はNPOなど新たな主体が担う役割が高まりをみせている。

特に、近年は、従来のNPOとは異なり、一定の収益性を確保した上で地域社会の課題解決に取り組むコミュニティビジネス（以下「CB」）やソーシャルビジネス（以下「SB」）と総称される取組形態が注目されるようになってきている。

これら新たな存在が、行政、地縁型コミュニティ、大学等の教育機関や企業など様々な主体と連携することで、経済社会情勢の急激な変化に対応しながら、多様化・高度化したサービスを提供することが求められている。

しかし、これらNPOやCB/SB事業者は必ずしも順調に活動を展開できているわけではない。NPOやCB/SB事業者の約4割が運転資金確保を事業展開上の主要な課題として受け止めている（図表1）。また、運転資金だけでなく、設備投資に向けた資金調達を主要な課題として挙げる団体も約2割にのぼっている。

図表 2 ソーシャルビジネス事業展開上の主な課題



(出典) 経済産業省 (2008) 「ソーシャルビジネス研究会報告書」

このような中、一部の自治体では、NPO など地域づくりに取り組む各種団体を資金的に支援するために市民からの税金を財源とする「コミュニティ税」や寄附・助成金による「NPO 基金」等を設ける動きがみられる。これは、地域で生活している市民から寄附や税金を募り、地域づくりに貢献する各種団体を資金的に支援するという制度である。

また、コミュニティファンドや NPO バンクとよばれる市民事業に融資する非営利金融機関も登場し、NPO や CB/SB 事業者に投融資を実施する例がみられるようになってきた。これらの非営利金融機関は市民等の出資により成り立っている。

本研究では、このような自治体による「志」金の小さな循環」や NPO バンクによる「『志』ある投資（融資）」のように、地域の市民を主な出資者として、地域のために活動する NPO や CB/SB 事業者を支え、出資者が社会的な利益（ソーシャルリターン）を享受するという地域づくりのための資金循環システムについて、自治体や NPO バンクからみた現状と課題を把握することを主な目的とする。

これらの取組において往来する資金規模は数百万円以内と小さいものであるとされるが、「新たな公」の担い手の芽を育てていくという視点からは、NPO や CB/SB という「新たな公」を基軸とした地域づくりのために非常に重要な事項であると言える。

最後に、自治体や NPO バンクの現状と課題を踏まえた上で、このような取組を行う自治体や NPO バンクが目指すべき方向性を検討し、公的な環境整備等のあり方について今後、検討が必要になると考えられる事項を列挙する。

## 1. 「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」の考え方

本研究では、資金の借り手が貸し手に対し直接的な金銭的リターンを提供できなくても社会的リターン（ソーシャルリターン）を与えられている状態であれば、「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」が起こっていると捉える。

## 2. NPO や CB/SB 事業者の資金調達手法

NPO や CB/SB 事業者は、幾つかの課題を抱えており、そのうちの一つに資金調達面の課題が指摘されている。上記の事業者が資金調達のために活用している主な手法について直接金融と間接金融に二分すると以下のような取組に整理できる。しかし、これらの手法が十分に活用されているとは言えないのが現状である。

### 2-1. 直接金融

- (1) 株式
- (2) 社債（少人数私募債、擬似私募債）
- (3) 匿名組合
- (4) その他の直接的な資金調達手法
  - ① 個人間の貸借
  - ② 寄附、会費、助成金・補助金

### 2-1. 間接金融

- (1) 地域金融機関による融資
- (2) NPO バンクによる融資
- (3) その他の間接金融的な資金調達手法（自治体による市民参加型の助成含む）

## 3. NPO バンクによる取組の現状

### 3-1. NPO バンクによる取組概要

NPO バンクの取り組みは、全国に展開しつつある。未来バンク（東京都）が草分け的な存在として知られているが、2002～2003 年以降各地での NPO バンク設立が加速している。

出資に際して、NPO 法人として出資を募ることが法律上不可能であるため、主に任意組合として出資を募っている。金融商品取引法の適用除外となるため、配当は出せない。また、出資法の規定により、元本保証や配当率の予定を禁じられている。加えて任意組合として出資を募る場合には、理論上、組合員には無限責任が生じる。このため、出資者にとって金銭面での保証や利益は少なく、地域での活動に貢献したいという思いから、出資がなされている。出資を募る際には、地域内での資金循環の観点から、活動地域での個人や法人に出資を呼びかける場合が多いが、地域とのつながりを有する地域外在住の個人が出資する例も出てきている。

集めた資金を融資する際には、貸金業の登録が必要となる。出資を募るのと同じ団

体として融資する場合もあるが、NPO 法人等の別の団体を設立し、貸金業法上の許認可を取得するケースが多い。NPO バンクと融資先の関係はNPO バンクにより異なるが、融資先が設立間もない団体であることが多いことから、経営への助言を行う等、金銭面以外でのサポートを行っている、あるいは目指している場合が多い。

### 3-2. NPO バンクによる取組事例

## 4. 自治体による取組の現状

### 4-1. 自治体による取組概要

自治体による市民活動団体への寄附・助成制度のうち、その財源を市民による納税や寄附による支援制度として設計された取組が近年、散見されるようになってきている。

NPO 法人のみを対象とするものから組織形態は問わず助成を行う制度まで様々な形が存在する。多くは、市民への説明責任、制度を利用する市民活動団体の経営能力向上に貢献することを意識して、学識者や税理士、公募市民等による外部委員会を設置し、制度運用のあり方や基金の使途、制度利用団体の評価等を行う形をとっている。1件あたりの助成額は300万円未満の場合が一般的で、小額だが、返還義務のない助成だからこそ、小規模事業者や創業段階にある事業者の力になれる特徴を持っている。

一方、市民による納税や寄附によって財源を確保する必要があるために制度の認知度を向上させるような取組が重要であるという認識を持つ自治体が多く、特に新税を設ける場合には市民からの理解を得るために非常に長い時間をかけ、繰り返し説明会などを開催することで事前に周知活動に力を入れている。

また、制度運用開始直後は、納税者のみを対象としていた仕組みを徐々に改良し、納税者以外の市民や市民以外の地域に関わる人々を幅広く取り込むような展開をみせる自治体も存在する。

### 4-2. 自治体による取組事例

## 5. NPO バンク、自治体による取組の課題

### 5-1. NPO バンクによる取組の課題

- (1) 法的な制約
- (2) 財政基盤の脆弱さ
- (3) 他組織とのネットワーク化の未整備

### 5-2. 自治体による取組の課題

- (1) 制度自体の社会的認知度の低さ
- (2) 支援対象組織形態の限定性
- (3) 制度依存を生む可能性

### 5-3. NPO や CB/SB 事業者の抱える課題

- (1) 融資・助成先としてのキャパシティ不足
- (2) つなぎ融資としての資金需要の多さ

## 6. 今後の取組の方向性

上記の調査結果を踏まえ、NPOバンクや自治体によるNPOやCB/SBの資金調達面等での取組の方向性や、公的な環境整備等のあり方について、今後検討が必要になると考えられる項目について列挙する。

### 6-1. NPOバンクの今後の取組の方向性

- (1) 融資上限金額の拡大
- (2) NPOやCB/SBのキャパシティ・ビルディング支援の充実
- (3) 市民発のふるさと納税型資金循環システムとしての役割の強化
- (4) コミュニティ・ビジネス・ネットワークの仲介役としての役割の強化

### 6-2. 自治体の今後の取組の方向性

- (1) 制度の社会的認知度の向上
- (2) 制度対象組織の拡大
- (3) 資金調達と経営能力に関する支援の連動性の向上

### 6-3. NPOやCB/SBの振興に向けた公的環境整備の方向性

#### (1) NPOやCB/SB等の認知度の向上による資金流入の促進

公的な機関がNPOやCB/SB事業者の取組内容を広報していくことによって、NPOやCB/SBの社会的信用が増し、結果として、NPOバンクや自治体等に出資・寄附をしようとする市民等を増加させることにつながる可能性がある。

#### (2) 「新たな公」向けのF&T(Financial & Technical)サポートセンターの創設

自治体による助成制度、NPOバンク、地域金融機関、政府系金融機関等の投融資制度の総合窓口を有し、助成・投融資以外の市民出資などによる資金調達手法のコンサルティングや経営能力の向上に資するテクニカル・アシスタンスを実施できるような「新たな公」向けの総合的なF&Tサポートセンターを設けることも考えられる。

その場合には、事業者の規模や成長段階に応じた柔軟かつ専門性の高いコンサルティングができるように民間からの専門家(中小企業診断士、会計士、税理士、金融専門家、NPO支援専門家など)を登用する仕組みも重要になる。

#### (3) NPOやCB/SB事業者、自治体やNPOバンク等の取組の社会的インパクト評価手法の検討

NPOやCB/SB事業者の取組や自治体、NPOバンクの資金調達支援等の取組の社会的インパクト評価指標を検討し、その社会的意義・価値を社会に見せていくことで認知の向上にも貢献するものと考えられる。

近年、欧米では、GDP だけでは計測することの難しいソーシャル・キャピタルやポジティブな社会変容を市民の Subjective Well-being の変化を通して総合的に計測する政策評価指標の開発が進められており、このような視点から NPO や CB/SB 事業者の取組を評価する手法の開発も重要である。

#### ○キーワード

新たな公、NPO、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、小さな資金循環、資金調達、NPO バンク、NPO 支援基金、1%支援制度、コミュニティ税、森林環境税、テクニカル・アシスタンス

## ○ 本編

### 1. 用語の定義

近年、NPO の社会的認知度が一層高まりをみせ、従来、行政により行われてきた公共サービスが NPO による事業にとって代わられる場合もみられるようになってきている。また、コミュニティビジネスやソーシャルビジネス等、従来、非営利な活動を実施してきた NPO に加え、公的な分野にビジネス手法を用いて参画する団体も注目を集めるようになってきている。

これらの組織の区分については、経済産業省（2008）「ソーシャルビジネス研究会報告書」において、「社会性」、「事業性」、「革新性」等の視点から一定の定義が与えられている。しかし、現実には、個別の組織をみると、必ずしも明確に区別できるものではない。

また、本報告書の主要な論点である NPO や CB/SB 事業者に対する NPO バンクの投融資制度や自治体による寄附・助成制度は、資金の出資先・助成先である団体の形態（NPO、CB、SB 等）による制約を特に設けていないことが一般的である。

以上より、本報告書では、NPO、CB、SB 等を特に区別することなく、「NPO や CB/SB 事業者」という表現を用いる。

### 2. 「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」の考え方

本研究では、資金の借り手（NPO や株式会社）が貸し手（市民など）に対し直接的な金銭的リターンを提供できなくても社会的リターン（ソーシャルリターン）を与えられている状態であれば、「資金の小さな循環」、「『志』ある投資」が起こっていると捉える。

例えば、市民が納税の一部を自治体を通して、地域内で活動する NPO などに寄附（助成）する場合に、NPO から市民に対して直接的な金銭的リターンは生まれないが、地域内での社会的リターンを生み出していると捉えることができ、「資金の小さな循環」によって地域づくりが推進されたと考えられる。

「『志』ある投資」については、例えば、NPO バンクの場合、法規制により出資者に対し金銭的な配当を与えられないにも関わらず、市民等が社会的リターンの醸成を期待して出資（投資）をしている。

### 3. NPO や CB/SB 事業者の現状

経済産業省（2008）「ソーシャルビジネス研究会報告書」では、NPO や CB/SB 事業者に関する現状が整理されている。ここでは特に断りのない限り、上記報告書を参考に NPO や CB/SB 事業者の現状についてまとめる。

#### 3-1. 組織形態

- ・ 組織形態をみると、46.7%が「特定非営利活動法人（NPO）」と最も多くなっている。つづいて、「営利法人（株式会社、有限会社）」が20.5%となっている。
- ・ その他にも、「個人事業主」、「組合」、「ワーカーズ・コレクティブ」、「LLP（有限責任事業組合）」、「LLC（有限責任会社（合同会社）」等の回答もあり、組織形態は多岐にわたっている。

#### 3-2. 事業分野

- ・ 事業分野をみると、60.7%が「地域活性化・まちづくり」に関する活動を実施している。
- ・ 「保健・医療・福祉」が24.5%、「教育・人材育成」が23.0%、「環境（保護・保全）」が21.4%と続く。
- ・ その他にも、「産業振興」、「子育て支援」、「障害者や高齢者、ホームレス等の自立支援」、「観光」等多岐に渡る分野において活動する事業者が2割弱存在している。

#### 3-3. 売上高

- ・ 年間売上高をみると、1,000万円～5,000万円が26.4%と最も多く、つづいて、500万円未満が16.3%と多くなっている。
- ・ 一方で、年間売上高が1億円以上の事業者も12.9%存在し、売上高には大きなばらつきがあることがわかる。

#### 3-4. 収支状況

- ・ 収支状況をみると、「概ね収支のバランスがとれている」という回答が38.1%と最も多く、「事業収入の5%以上の赤字」という回答が20.1%と続いている。
- ・ 一方で、「事業収入の5%以上の黒字」である団体が13.5%、「事業収入の5%未満の黒字」である団体が11.8%となっている。
- ・ NPO や CB/SB 事業者は収支状況が芳しくないと言われるが、その中でも、約25%は収支状況が比較的安定していることがわかる。

- ・ また、収支状況は年間売上高が高額になるほどより安定する結果となっている。
- ・ 安定した収益を得られる団体は良好な収支状況を確立でき、結果として、年間売上額も増加するものと推測される。

### 3-5. 従業者数

- ・ 従業者数をみると、常勤の従業者 5 人未満の団体が 52.6%と半数を占めており、10 人未満の団体は、7 割に上る。
- ・ 多くの団体が非常に限られた常勤の従業者で活動を展開していることが浮き彫りになっている。

### 3-6. 従業者の平均年齢

- ・ 従業者の平均年齢についてみると、40 代が最も多く 30.2%となっている。つづいて、30 代が 19.9%、50 代が 18.6%となっている。

### 3-7. 外部機関との連携・協働の状況

- ・ 外部機関との連携の状況についてみると、「市町村」との連携を実施している団体が 64.3%と最も多い。つづいて、「都道府県」と回答している団体が 46.1%となっている。
- ・ また、行政機関以外にも、「民間の支援機関・組織」との連携が 35.9%、「地域・地元の企業」との連携が 31.9%に上っており、民間との連携も一定みられる。
- ・ その他にも、「教育機関」との連携を実施している団体が 32.8%に上っている。
- ・ これらの結果から、産・学・官のいずれのセクターとも一定の連携がみられ、外部機関との連携を有効活用しようとする姿勢が伺える。
- ・ また、一部ではあるものの、「他の SB・CB の事業者」との連携を挙げる団体も存在している (23.3%)。

### 3-8. 今後連携・協働を充実・強化したい外部機関

- ・ 今後連携・協働を充実・強化したい外部機関についてみると、「市町村」という回答が 61.3%と最も多く、「都道府県」という回答が 50.5%、「地域・地元の企業」が 45.0%と続いており、比較的活動範囲が限定された機関との連携を望む声が多いようである。
- ・ 現状との比較という観点からは、「教育機関」(現状 32.8%→今後 42.3%)、「他の SB・CB の事業者」(現状 23.3%→今後 29.6%)、「医療・福祉機関」

(現状 19.9%→今後 27.5%)、「国」(現状 19.7%→今後 27.5%)、「全国的な企業」(現状 14.2%→今後 23.7%) 等も、一層連携・協働を充実・強化したい外部機関として望まれており、多様な機関との連携、「国」や「全国的な企業」等活動がより広範で行われる機関との連携を志向する向きもみえてとれる。

### 3-9. 市民による認知度

- ・ 市民の認知度についてみると、具体的な団体事例について「思いつかない」とする回答が 83.6%と最も多くなっている。
- ・ しかし、NPO や CB/SB 事業者に関するイメージについては、「地域や社会に貢献するプラスのイメージがある」という回答が 48.1%と最も多くなっている。
- ・ また、「行政や一般的な事業者では手が届かない、きめ細かなサービスを提供するプラスのイメージがある」という回答が 23.4%と続いており、市民の NPO や CB/SB 事業者に対する期待感が伺える。

### 3-10. 市民から今後期待されている事業分野

- ・ 市民から今後期待されている事業分野についてみると、「保健・医療・福祉」が最も多く 21.3%となっている。
- ・ 次いで、「子育て支援」が 17.8%、「障害者や高齢者、ホームレス等の自立支援」が 15.5%、「安全・安心 (防災・防犯)」が 14.3%となっている。
- ・ その他、様々な事業分野が 1 割程度の回答を得ており、今後、NPO や CB/SB 事業者にかかる期待は、より広範に及ぶことが読み取れる。

#### 4. NPO や CB/SB 事業者の資金調達手法

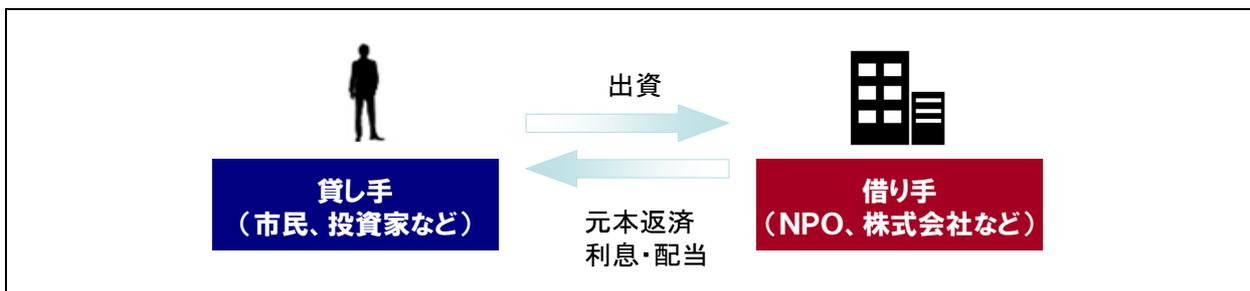
NPO や CB/SB 事業者は様々な組織形態を取り、多様な分野において活動をしており、「新たな公」の担い手としてその役割が今後重要になると考えられるが、幾つかの課題を抱えていることがこれまでの研究においても示されている。

そのうちの一つに資金調達面の課題が指摘されている。上記のような事業者が資金調達を行う際、株式会社であれば、株式や社債を発行し縁故者などから資金を調達したり、金融機関からの借入などを行っている。また、NPO 法人であれば、支持者から寄附や会費を集めたり、金融機関や NPO バンクから事業融資を受けたりすることで資金調達を行っている。その他にも様々な資金調達手法があるが、このような手法が十分に活用されているとは言いにくいのが現状である。

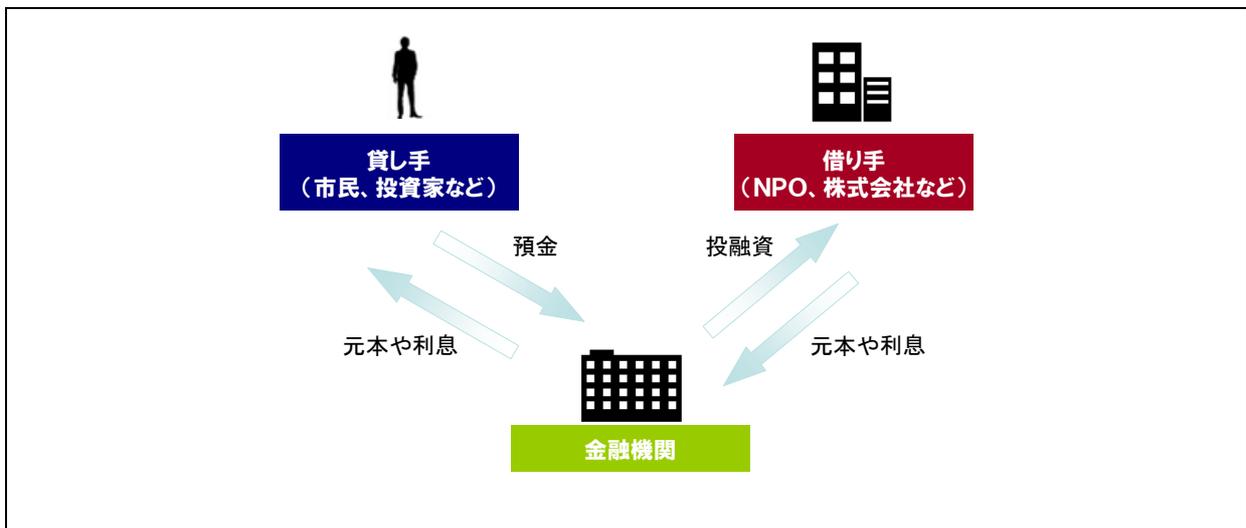
一般的に株式や社債の発行のように借り手が貸し手から直接資金調達を行うことを直接金融と呼び、借り手が金融機関等を通して貸し手から間接的に資金調達を行うことを間接金融と呼んでいる。

そこで、下記では、上記のような事業者が資金調達のために活用している主な手法について直接金融と間接金融に二分し整理する。

図表 3 直接金融のイメージ図



図表 4 間接金融のイメージ図



## 4-1. 直接金融

### (1) 株式

- ・ NPO 法人では株式を発行することはできないが、CB/SB には株式会社という組織形態で活動する事業者も存在する。その場合には、株式の発行により自己資本を増強する形で資金調達を行う場合がある。
- ・ また、譲渡制限や議決権制限などの種類株式を活用することで、「利潤追求」、「株主優先」を第一義的な目的としない CB/SB において安定的な経営を保ち、資金調達を行うことが可能となる。

### (2) 社債（少人数私募債、擬似私募債）

- ・ 株式会社、特例有限会社、合同会社、合名会社、合資会社等の営利法人の場合には、少人数私募債を募ることが可能である。少人数私募債はいわゆる社債であり、以下の要件を満たすことが求められる。

- ① 株式会社、特例有限会社、合同会社、合名会社、合資会社等の営利法人であること
  - ② 社債購入を勧誘する対象者の人数が 50 名未満であること（適格機関投資家がいる場合はさらに 250 名追加可）
  - ③ 社債総額を 1 口の金額で割った口数が 50 未満であること
  - ④ 譲渡制限を設けること
  - ⑤ 告知をしない場合、発行総額を 1 億円未満にすること（告知とは通常、募集要項に「有価証券通知書、有価証券届出書が財務局へ提出されていないこと」、「記名式で一括譲渡以外の譲渡が制限されていること」、「表示単位未満の分割制限があること」を記載することで行う。これにより、1 億円以上の発行総額が可）
- ※ ただし、50 名以上を勧誘し、発行総額が 1 億円以上の場合には有価証券届出書等を財務局へ提出する必要がある。

- ・ 特徴としては、担保が不要、償還期間まで月々の返済が不要（1 年ごと（期間は設定次第）の利息返済と償還時の元本返済）、償還期間・社債利息の設定が自由に行える（通常は 2～7 年間・2～5%）、支払利息の損金参入が可能、社債利息の税率が一律 20% なため高額所得者の勧誘が行いやすい等の点があげられる。
- ・ 一方、「擬似私募債」とは、上記の法人以外の組織が、少人数私募債と同様の手法によって、擬似的な社債を発行するものである。NPO 法人なども利用できる。ただし、法的には、民法上の金銭消費貸借契約になる。
- ・ 擬似私募債には、少人数私募債と同様のメリットがある。また、一般的に、資金提供者は縁故者である場合が多く、資金的なつながりだけでなく技術

的な面での課題解決にも助力を期待できる可能性もある。

- ・ なお、「擬似私募債」の場合には発行総額の上限は定められていない。

### (3) 匿名組合

- ・ 匿名組合による出資とは、出資者（匿名組合員）が、事業者（営業者）に対して出資し、営業者が事業から生ずる利益を出資者に分配する契約のことを言う。
- ・ ただし、出資法に規定されているように出資者への分配額について、元本の返還及び一定額の配当が保証されるものではない。ただし、営業者が第二種金融商品取引業者の場合には配当率の予定などをうたうことが可能となる。
- ・ 匿名組合の営業者になるための特別な要件はなく、民法上の任意組合でも法人・個人を問わずに営業者となることが可能である。
- ・ 特徴としては、以下のような点が挙げられる。
- ・ 営業者と匿名組合員の 2 当事者の契約であり、3 名以上の当事者の存在は認められない。そのため、匿名組合契約間の法律関係は生じない。
- ・ 匿名組合の資産は法的には営業者の財産として単独所有とみなされ、営業者のみが事業の執行に権限を持つ。
- ・ 仮に、現物出資があった場合でも、金銭出資された価額での返還・配当が必要になる。
- ・ 営業者の事業による損失額が出資額を超えた場合、匿名組合員が出資額を超えて損失の負担を分担することはない（出資に対する有限責任）。また、出資者の所得に関しては、パス・スルー課税（個人投資家は雑所得）となる。

### (4) その他の直接金融的な資金調達手法

#### ① 個人間の貸借

- ・ NPO やその他の小規模な事業者の場合には、理事や縁故者などと団体との個人間の貸借によって資金調達を行う場合もある。金融機関からの借入が難しい場合等にこのような個人間での資金調達が行われる。

#### ② 寄附、会費、助成金・補助金

- ・ 借り手から貸し手への元本返済や利息配当など金銭的なリターンがない形としては、NPO 法人などに対する寄附や会費、各種助成金・補助金などがあげられる。
- ・ 寄附や会費は、小規模で事業運営上、借入金などに対する返済能力が不十分な事業者や創業前後の時期にある事業者にとって使途の自由度が比較的

高い財源として重要である。

- ・ 一方、民間や行政による助成金・補助金は事業の一部等に対し、一定の事業実施後、事業終了後に支払われる場合が多く、寄附・会費と同じく返還義務はない。
- ・ また、助成金・補助金を受けられる場合には、支払いまでの期間に必要な事業費などとして新たな資金需要（つなぎ融資）を生み出す場合がある。仮に、この資金調達への対応が円滑に進まないと助成金・補助金を受けることが逆に資金繰りを難しくさせる可能性もある。
- ・ 近年はNPOやCB/SBに対する助成金の財源として市民の意思を反映させるための仕組み（納税や寄附）を取り入れる自治体もみられるようになっており、このような取組は間接金融型の手法と捉えることもできる（詳細は44ページ参照以降を参照のこと）。

## 4-2. 間接金融

### (1) 地域金融機関による融資

- ・ 間接金融としては主に金融機関からの借入がある。上記のイメージ図にもあるように貸し手と借り手の資金循環を金融機関が仲介する。
- ・ ただし、通常の商業銀行がNPOや小規模なCB/SBに対する融資を行うことは考えにくい。商業銀行の場合、小規模な事業者や非営利法人の場合には無担保で個人保証を行うことも難しく、資金ニーズも小額であることが多く商業銀行としては費用対効果という点で手が出しにくい。
- ・ しかし、近年は労働金庫や信用金庫などの地域金融機関による事業型NPO法人等向けの事業融資が整備されてきている。
- ・ 担保がある場合には、数千万円規模に及ぶ融資枠も設けられている。
- ・ 資金用途としては、つなぎ融資等の運転資金、設備資金、立ち上げ資金等様々である。

### (2) NPOバンクによる融資

- ・ 同様に貸し手と借り手の資金循環を仲介する機能を持つ組織として、近年、全国においてNPOバンクによる活動もみられるようになってきた。
- ・ NPOバンクは市民からの出資を民法上の任意組合やNPO法人が受け皿となり、これを財源として、NPOやCB/SB事業者に対して融資する。
- ・ NPOバンクからの借入の特徴としては、物的担保に過度に依存することなく、貸し手側と借り手側双方の強い信頼関係に基づいて融資を行うことが挙げられる。
- ・ また、NPOやCB/SB事業者の小規模な資金調達ニーズに通常の商業銀行

の所定金利よりも低利で融資を行う傾向がみられる。つなぎ融資などへの対応も行われている。

- ・ ただし、法的規制により出資者が希望すれば出資金の払い戻しは可能であるが、出資に対する配当を出すことは認められていない等、金銭的リターンは基本的に期待できない仕組みとなっている（詳細は 17 ページ以降を参照のこと）。

### (3) その他の間接金融的な資金調達手法

#### ① 複数組織の連携による融資

- ・ 一部の自治体では、NPO法人の運転資金や設備資金を対象に行政、公益財団、地域金融機関が協定を締結する例もみられる。金融機関が融資の主体である点で(1)の銀行からの借入に類似しているが、複数組織の連携という視点では大きく異なる取組である。
- ・ 公益財団がNPO法人の公益性や信頼性を審査し、地域金融機関が融資を行う、行政がNPO法人への利子補給の財源を負担するという仕組みをとるなど複数組織が連携することで新たな仕組みづくりが生まれる可能性を示している。（例：きょうとふNPO活動支援融資制度）。

#### ② プラットフォーム型公益財団法人や自治体による助成

- ・ 2008年12月に改正された新公益法人制度を受け、公益財団法人を取得した団体がプラットフォーム型組織として市民等から寄附を募り、NPOへ助成を行う例もみられる（例：公益財団法人京都地域創造基金）。
- ・ まだ、法人設立間もないが、公益財団法人として寄附者へ特別な税控除を付与できる特徴を活かした取組として、今後、他地域においても同様の動きが生まれる可能性がある。
- ・ また、本調査で取り上げるような自治体による市民参加型の助成制度はこれと同様の取組と捉えることができる（詳細は44ページ参照以降を参照のこと）。

#### ③ 公益信託を活用した助成

- ・ 公益信託とは、一定の公益目的のために、委託者（個人や法人等）が財産を受託者（信託銀行等）に預け、受託者が定められた目的に従ってその財産を管理・運用し、公益のために使用する制度のことを言う。
- ・ 行政が直接、基金の運営・管理を行う場合と比べ、独立した形でより柔軟な資金運用が可能になると言われている（例：公益信託ぎふNPOはつらつファンド）。今後は、目的信託の運用も公益信託と同様にNPO等への資金調達源になる可能性がある。

## 5. NPOバンクによる取組の現状

### 5-1. NPOバンクによる取組概要

NPOバンクの取り組みは、全国に展開しつつある。未来バンク（東京都）が草分け的な存在として知られているが、2002～2003年以降各地でのNPOバンク設立が加速している。

出資に際して、NPO法人として出資を募ることが法律上不可能であるため、主に任意組合として出資を募っている。金融商品取引法の適用除外となるため、配当は出せない。また、出資法の規定により、元本保証や配当率の予定を禁じられている。加えて任意組合として出資を募る場合には、組合員には無限責任が生じる<sup>1</sup>。このため、出資者にとって金銭面での保証や利益は少なく、地域での活動に貢献したいという思いから、出資がなされている。出資を募る際には、地域内での資金循環の観点から、活動地域での個人や法人に出資を呼びかける場合が多いが、地域とのつながりを有する地域外在住の個人が出資する例も出てきている。

集めた資金を融資する際には、貸金業の登録が必要となる。出資を募るのと同じ団体として融資する場合もあるが、NPO法人等の別の団体を設立し、貸金業法上の許認可を取得するケースが多い。NPOバンクと融資先の関係はNPOバンクにより異なるが、融資先が設立間もない団体であることが多いことから、経営への助言を行う等、金銭面以外でのサポートを行っている、あるいは目指している場合が多い。

---

<sup>1</sup> このような事態は想定されにくいですが、出資以上の融資を行い、貸し倒れが起きた場合等には、組合員に出資金以上の責任が生じる。但し、多くの団体が出資金以上の融資は行っておらず、また弁償が必要となった場合には理事から率先して行うなどの規定を設けることで、運用上、組合員に出資金以上の資金負担を強くない形が取られている。

図表 5 主要な NPO バンクの概要

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資の条件と実績	
北海道 NPO バンク (2002 年)	北海道	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NPO バンク事業組合」(任意組合)が行う。</li> <li>・ 出資金額：4,900 万円</li> <li>・ 一口 1 万円</li> <li>➤ 北海道庁より 1,500 万円の出資 (2002 年)、札幌市より 500 万円の寄附 (2003 年) を得ている。</li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北海道 NPO バンク」(NPO 法人)が行う。</li> <li>・ 融資累計総額：1 億 8,377 万円</li> <li>・ 一般融資として、</li> <li>➤ 融資対象：組合員兼北海道所在の NPO/ワーカーズ・コレクティブ</li> <li>➤ 融資額：最大 200 万円。但し、初めて融資を受ける場合は、出資額の 20 倍以下。2 期目以降は、100 倍以下。</li> <li>➤ 融資期間：1 年間以内 (1 ヶ月単位、1 年間延長可)</li> <li>➤ 金利：2%</li> </ul>
未来バンク (1994 年)	東京都	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「未来バンク事業組合」(任意組合)が行う。</li> <li>・ 出資金額：1 億 6,142 万円</li> <li>・ 一口 1 万円</li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「未来舎」が行う。</li> <li>・ 融資累計総額：7 億 3,700 万円</li> <li>・ 一般融資として、</li> <li>➤ 融資対象：組合員</li> <li>➤ 融資額：最大 300 万円。但し、出資額の 10 倍以下。</li> <li>➤ 融資期間：5 年間以内</li> <li>➤ 金利：3%</li> </ul>

東京 CPB (2003 年)	東京都	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東京 CPB」が行う。(出資と融資と同じ団体)</li> <li>・ 出資金額：9,445 万円 (個人 554 名、法人 36)</li> <li>・ 一口 5 万円、個人 1 口以上、法人 3 口以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出資者の 93%が女性で、その多くが生協の組合員</li> </ul> </li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東京 CPB」が行う。(出資と融資とを同じ団体が行う)</li> <li>・ 融資累計金額：8,110 万円 (22 件)</li> <li>・ 通常融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資対象：組合員兼東京都所在の個人/法人/非営利団体</li> <li>➤ 融資額：最大 1 千万円。但し、出資額の 10 倍以下。</li> <li>➤ 融資期間：5 年間以内</li> <li>➤ 金利：2.5%</li> </ul> </li> </ul>
ap bank (2003 年)	東京都	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資金額：1 億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3 名のアーティストによる出資</li> </ul> </li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AP バンク (有限責任中間法人) が行う。</li> <li>・ 融資累計金額：2 億 846 万円</li> <li>・ 通常融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資対象：自然エネルギー、省エネルギー関連の事業</li> <li>➤ 融資額：最大 500 万円</li> <li>➤ 融資期間：10 年間以内</li> <li>➤ 金利：1%</li> </ul> </li> </ul>
女性・信用組 合 (WCB) 設立準備会 (1998 年)	東京都	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女性・市民信用組合(WCC)設立準備会」(任意組合)が行う。信用組合の設立を目指す。</li> <li>・ 出資金額：1 億 3,484 万円</li> <li>・ 一口 5 万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出資者の殆どが神奈川県民、9 割以上が女性、</li> </ul> </li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「WCB」が行う。</li> <li>・ 融資累計金額：3 億 6,478 万円</li> <li>・ 融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資対象：組合員兼神奈川県所在の個人/NPO/ワーカーズ・コレクティブ (女性を優先)</li> <li>➤ 融資額：最大 1 千万円。但し、出資額 20 倍以下。</li> <li>➤ 融資期間：5 年間以内</li> <li>➤ 金利：2～5%</li> </ul> </li> </ul>

NPO 夢バンク (2003年)	長野県	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NPO 夢バンク事業組合」(任意組合)として行う。</li> <li>・ 出資金額：1,835万円</li> <li>・ 一口1万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 長野県から1,000万円の無利子貸し付け(2004年)を得ている。</li> </ul> </li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「夢バンク」(NPO法人)として行う。</li> <li>・ 融資累計総額：8,419万円</li> <li>・ 融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 融資対象：組合員兼長野県所在の非営利組織</li> <li>➢ 融資額：最大300万円</li> <li>➢ 融資期間：3年間以内</li> <li>➢ 金利：2～3%</li> </ul> </li> </ul>
コミュニティ・ユース・バンク momo (2005年)	愛知県	出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コミュニティ・ユース・バンク momo」(任意組合)として行う。</li> <li>・ 出資金額：1,645万円</li> <li>・ 一口1万円(個人一口、法人五口より) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 出資に際しても理事会による承認が必要となる。</li> </ul> </li> </ul>
		融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コミュニティ・ユース・バンク momo」(任意組合)として行う。</li> <li>・ 融資累計金額：550万円</li> <li>・ 融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 融資対象：組合員兼愛知・岐阜・三重県所在の個人/法人</li> <li>➢ 融資額：最大300万円。但し、出資額10倍以下。</li> <li>➢ 融資期間：3年間以内</li> <li>➢ 金利：2.5%</li> </ul> </li> <li>・ 融資後、組合員が融資先の活動に積極的に参加。</li> </ul>

注) 金額は、2009年10月時点

全国 NPO バンク連絡会等によると、上記以外に、現在設立準備中の NPO バンクには下記がある。

図表 6 設立準備中の NPO バンク

名称	開始年	所在地
いわて NPO バンク	2006 年	岩手県
新潟コミュニティバンク	2005 年	新潟県
ふくしま NPO バンク	-	福島県
ピースバンクいしかわ(仮)	2009 年	石川県
信頼資本財団	-	東京都
ツルミン・バンク	-	大阪府
丹波古民家再生プロジェクト	-	兵庫県
もやいバンク福岡	2009 年	福岡県
宮崎アースコミュニティバンク	2009 年	宮崎県
くまもとソーシャルバンク	2008 年	熊本県

## 5-2. NPOバンクによる取組事例

ここでは、取り組み事例として、東京 CPB、NPO 夢バンク、コミュニティ・ユース・バンク momo、北海道 NPO バンク、みやざきアースコミュニティバンク、くまもとソーシャルバンク、ピースバンクいしかわへのヒアリング結果をまとめる。

都道府県名	団体名	設立年
北海道	北海道 NPO バンク	2002 年
東京都	東京コミュニティパワーバンク	2003 年
長野県	NPO 夢バンク	2005 年
愛知県	コミュニティ・ユース・バンク momo	2005 年
宮崎県	みやざきアースコミュニティバンク	2008 年（設立準備）
熊本県	くまもとソーシャルバンク	2009 年（設立準備）
石川県	ピースバンクいしかわ	2009 年（設立準備）

### (1) 東京 CPB

訪問先：東京コミュニティパワーバンク（東京 CPB） 坪井 眞里理事長

日時：10月19日（月）10:00~12:00

当方：小柴、岩田

#### ① 東京 CPB の概要

- ・ 設立の基盤は、47年の歴史をもつ生活クラブ生協。生協では、安全な食や子育てを切り口に、環境や政治に関与してきた。
- ・ NPOバンクを設立した一つ目の目的は、女性中心の市民事業への資金支援。現在では専業主婦は減少しているが、30年前は結婚して仕事をやめ専業主婦になる女性が非常に多かった。再就職として、地域の中でワーカーズ・コレクティブという形で様々な起業をしたが、資金調達が常に問題であった。一般の銀行は担保が取れないことや、代表が女性であることを理由に貸し渋っており、自分たちで解決するしかないと感じた。二つ目の目的は、資金の運用先を自分たちで決められる資金循環の仕組みを作ること。郵貯や銀行では、預けたお金の運用用途が不透明であり、昨今のグローバル金融破たんを鑑みても、問題であると感じていた。
- ・ 現在、職員は1名（有給、週4~5日）。
- ・ 理事、市民審査員共に無給である。坪井理事長は若干の役員報酬を得ている。

## ② 出資者の募集、地方自治体からの融資について

- ・ NPO バンク設立時には、主に東京に 7 万人いる生協会員を対象に、約 50 箇所で開催を行い、一口 5 万円以上の出資を呼びかけた。
- ・ 東京 CPB の出資者はもともとつながりあり、相互扶助の仕組みに親しみのある生協メンバーが殆ど。
- ・ 都外からの大口出資もある。但し、都外から出資の問い合わせを頂いた場合には、その地域にある別の NPO バンクを紹介することもある。
- ・ 今後、出資を募ることを考えている。

## ③ 融資について

### 融資の審査プロセス

- ・ 電話での融資問い合わせは多い。特にメディアで取り上げられたりすると、NPO バンクについてよく理解しない人からも問い合わせがくる。
- ・ 審査をしていて、NPO は資金面のマネジメントが弱いと感じる。例えば、資金繰表の作成ができない、相見積もりを取らないなどコスト削減の努力をしないなどの NPO も少なからずある。
- ・ 当初行っていた公開審査（複数の申請団体が同時に、傍聴者もいる場で審査を受ける方式）は、行っていない。公開審査は、草の根市民基金・ぐらんの助成審査で採用されてきたので参考にしたが、融資の審査では、資金繰りなどについて詳細かつ機密の情報を聞く必要があるため、公開でやるにはそぐわないということになった。また、申請が重なることもないため、個別に申請があるたびに、審査している。
- ・ 東京 CPB の強みは地域にワーカーズ・コレクティブなどの市民活動のネットワークがあり、いわば無料で信用情報を獲得できること。申請があった場合には、必ず申請者の活動する地域の関係者に問い合わせ、評判などを聞いている。
- ・ 審査の指標を数値化したシートで融資の可否を諮ることもあったが今は参考資料として使っている。

### 融資の形態

- ・ 案件に応じて、毎月の活動報告を求めるなど、付帯条件付で融資を行うことがある。
- ・ 融資の上限は 1 千万円。1 件の焦げ付きを起こしてから、審査は慎重になっている。焦げ付きを起こした理由は、融資の実績を伸ばしたいために、よく融資先を見極めず、融資を実行してしまったこと。
- ・ 元本保証もなく、配当も出せないバンクに出資してもらっているのだから、

出資者に対する責任からも、融資先は厳選している。

- ・ 但し、後から融資すればよかったと後悔する案件もある。
- ・ 融資を断る場合でも、他の助成金制度を紹介するなど、できる限りのサポートをしている。

#### 融資後の支援

- ・ 融資して半年後、融資したお金が申請どおりに使われているかどうか、また事業の経過を確認するために理事会や審査委員会のメンバーが「見回り相談」を行っている。
- ・ 理事にコミットしてもらうためにも、融資先毎に担当理事を決めている。
- ・ 理事や出資者が、融資先を訪問することはある。しかし以前融資先をめぐるツアーを企画したときには、出資者の参加が少なかった。
- ・ 今後は、融資先の団体に経営のスキル向上支援を行いたい。
  - 経営に立ち入った助言をすれば、東京 CPB にも責任が生じるが、それをどう整理すべきかは、今後の課題。
  - 以前、人材育成を行う団体を立ち上げ、セミナーを開催していたが、NPO の中にはセミナー参加費も捻出できないところもある。米国の事例では、CDFI が人材育成に助成金を出している事例もある。
- ・ 融資先とは継続的に連絡を取り状況は把握しているが、アンケート調査を試みたい。

#### ④ 融資先について

- ・ 融資先の法人形態は問わない。現状では、NPO 法人やワーカーズ・コレクティブが中心。例えば高齢者の共同住宅を運営する NPO や、サッカーフィールドでの芝再生事業を営む NPO、コレクティブハウジングを運営する団体など。
- ・ 今後は、条件が合えば株式会社や社会的企業も検討したい。
- ・ 国際協力系の団体には融資を見送っている。為替リスクや現地調査の難しさなどが理由。
- ・ 融資先の発掘には、市や区の NPO 支援課とも連携している。

#### ⑤ 社会的投資について

- ・ 社会的投資を始めたのは、余裕資金があり、融資以外にも市民のお金を生かす方法を検討した結果である。
- ・ 投資先は、社会的使命がしっかりしており元から東京 CPB とつながりのある団体ばかりであり、公募はしていない。

## ⑥ その他

- ・ 全国に NPO バンク設立の動きが広まっている。一都道府県に一つの NPO バンクぐらいの規模感。新しく NPO バンクを設立する場合には、地域に既にネットワークを有するところでなくては、難しいだろう。
- ・ 今後、どのような法人形態を取るかが、目下の課題。
- ・ 金融商品取引法や改正貸金業法で NPO バンクが常に阻害されている。非営利金融が社会にきちんと認められ、公明正大に活動できるよう、貸金業法からの適用除外を求めている。同時に、非営利バンク法の制定をめざして、全国の NPO バンクの仲間と議論をし各方面に働きかけている所である。
- ・ 今後、東京 CPB の活動の継続を考えた場合、次世代育成が大きな課題であると思う。専門性を身に付け、融資先に対してコンサルフィーを取って支援を行えるようになると理想的だが、そのためにもまず東京 CPB の体力をつける必要がある。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資の条件と実績
東京 CPB (2003 年)	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東京 CPB」が行う。</li> <li>・ 出資金額:9,445 万円(個人 554 名、法人 36)</li> </ul>
		<p>出資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一口 5 万円、個人 1 口以上、法人 3 口以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 出資者の 93%が女性で、その多くが生協の組合員</li> </ul> </li> </ul>
		<p>融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東京 CPB」が行う。</li> <li>・ 融資累計金額:8,110 万円(22 件)</li> <li>・ 通常融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 融資対象:組合員兼東京都所在の個人/法人/非営利団体</li> <li>➢ 融資額:最大 1 千万円。但し、出資額の 10 倍以下。</li> <li>➢ 融資期間:5 年間以内</li> <li>➢ 金利:2.5%</li> </ul> </li> </ul>

## (2) NPO 夢バンク

訪問先：NPO 夢バンク 和田 清成理事長

日時：10月9日（金）13:30~15:00

当方：小柴、岩田

### ① NPO 夢バンクの概要

- ・ 設立の契機は、2002年6月~7月に長野県がNPOを対象としてセミナーを実施し、そこでNPOの資金調達難が話し合われたこと。セミナー後、NPO法人である長野県NPOセンターが中心となって、金融関係者（政策投資銀行、地銀、信金、労金等）や税理士・司法書士、民間企業の皆様による委員会を設け、NPOバンク設立に向けた準備を行った。
- ・ 2002年10月に設立された北海道NPOバンクに教えを乞いながら、2003年2月から検討を本格化させた。同年8月には設立総会を行い法人格取得に向け準備が進められ、11月認証、12月登記が完了した。
- ・ 同年9月には、長野県に対して3千万円の出資協力を要請した。（本要請は適わなかったものの、後日無利子で1千万円のNPO支援融資を得ている。）同年10月に事業組合（任意団体）を設立し、双方とも2004年2月には貸金業登録を行った。
- ・ 設立当初は、事業組合、NPO法人共々貸金業登録を行っていた。2007年2月、3年間の登録機関が終了した時、事業組合は貸金業登録を返上した。貸金業登録のない任意組合は融資の反復継続ができないため、現行貸金業法のもとでは法人からの返済を受け入れるのみである。今後2009年12月には、NPO法人NPO夢バンクは貸金業登録の更新を行う予定。
- ・ 立ち上げ期には、中間支援組織として長野県NPOセンターの職員が手伝っていたが、現在は基本的に理事長が業務をこなし、他に専従スタッフはいない。理事長は2年前から月3万円の謝金（1日千円：交通費・通信費等分見合）を受けている。他に、会計担当のスタッフに月2万円の謝金を支払っている。
- ・ NPO法人には理事が8名（但し、貸金業法上は理事の交代・住所変更等があった場合は法上の決められた期間に届出義務を負う（勿論法人の登記も必要だが）ため、理事が多いことは良いことだが半面負担も多い）、事業組合には理事が7名おり、金融機関の元・現役職員、NPO法人代表、税理士、司法書士、起業家等、様々な役職の人々が入っている。

## ② 出資者の募集、地方自治体からの融資について

- ・ 長野県から融資を受けた1千万円は、今年返済期限であったが、200万円減額され期間3年間で800万円の新たに融資が得られた。
- ・ 長野県が融資を行ったことで、他市（長野市・松本市・上田市）も追随し融資を行った。但し、市の融資金は当該市にあるNPOへの融資に使うよう制限されている。なお、飯田市では自治体単独で、NPOに直接融資する事業も始めた。
- ・ 金融機関や個人からの寄付も受けている。
- ・ 個人の出資者は長野県内居住者が多いが、中には書籍等で夢バンクのことを知り出資した県外の個人もいる。出資者の中には中央（東京）集権的な資金のあり方に疑問を抱いている者もいる。
- ・ 融資先からのレポートは法人並びに事業組合の総会資料で提供している。
- ・ 出資者には、配当が出ないことについて、配当分は社会貢献に回ったと考えて欲しい、と伝えている。

## ③ 融資について

- ・ NPOバンクの中には環境に特化したところもあるが、NPO夢バンクの場合は特にそのようなこだわりはなく、現状17分野を対象としつつも、結果として7分野へ融資を行った。例えば、宅幼養老所・障害者施設等の福祉系NPO法人、ペレットストーブの普及を目指すNPO法人、カーリングの団体を率いるNPO法人、又植林事業と関連商品の販売を行うNPO法人等。
- ・ NPO法人格は融資の必須条件ではないが、法人格のない任意団体への融資は代表個人への融資となるため、法人格取得の準備をしている団体については、融資の話を進めておき、法人格が取得できてから、実際の融資を行うようにしているケースが多い。
- ・ 融資希望者から夢バンクに融資相談に訪れるケースが殆ど。金融危機による影響もなく、相談件数は横ばい。当面理事長が相談に応じ、融資できそうだと判断した団体にのみ申請書等を渡している（ホームページでは申込書類がダウンロードできないのがその理由）。その後、理事長や一部の審査担当理事等が事前に現場視察を行うケースも有る。信頼できる団体であるかを判断し、最終的には審査会（審査委員構成：理事2名（元地銀・労金の役職員）・福祉系NPO法人代表者・地銀、信金、労金の現職職員で構成）にかけて、審査会として融資の是非を判断し理事会にまわされる。これまで審査会にかかった案件のうち、審査会に拒否されたところは夢バンク発足当初に2～3件あった程度。

- ・ 審査には以前数値化を用いた評価を行ってきたが、1～2年でやめた。
- ・ 立ち上げ段階の団体が多いため、実績が全くなかったり、前期が赤字であったりし、通常の金融機関が行っているような審査は行えない。信頼できる団体であるか否かの目利きは、金融機関に勤めた経験の長い理事長や一部の理事によるところが大きい。
- ・ なお、融資決定後の契約は債務者等の本人確認を含め、現地法人の事務所でやっている。
- ・ 融資を受ける団体は、補助金等のつなぎ資金として融資を受ける場合もある。
- ・ 現在では様々な補助金があり、夢バンクによる融資は、「志」ある人や自治体等からのお金であり、返す必要があることを説明している。
- ・ 融資先には、年に1度報告書（A4半～半頁程度）提出を求めているが、今後は希望として融資先の支援（経営指導や会計支援など）を行ってほしいと思う。
- ・ 現在では、審査会で委員から計画について質問されることが、経営支援のような機能も果たしている。

#### ④ その他

- ・ 県の広報誌にて活動が紹介されること等はあるが、基本的には行政からは融資以外の支援は受けていない。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資の条件と実績
NPO 夢バンク (2003年)	長野県	<p><b>出資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NPO 夢バンク事業組合」(任意組合)として行う。</li> <li>・ 出資金額:1,835万円</li> <li>・ 一口1万円</li> <li>➤ 長野県から1,000万円の無利子貸し付け(2004年)を得ている。</li> </ul> <hr/> <p><b>融資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「夢バンク」(NPO法人)として行う。</li> <li>・ 融資累計総額:8,419万円</li> <li>・ 融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資対象:組合員兼長野県所在の非営利組織</li> <li>➤ 融資額:最大300万円</li> <li>➤ 融資期間:3年間以内</li> <li>➤ 金利:2～3%</li> </ul> </li> </ul>

### (3) コミュニティ・ユース・バンク momo

訪問先：コミュニティ・ユース・バンク momo 代表理事 木村氏

日時：11月25日（水）17:00~18:30

当方：小柴、岩田

#### ① momo の概要

- ・ NPO バンク自体もコミュニティビジネスである。小さく始めて、地域に徐々に浸透していくことが必要。
- ・ 「コミュニティ」とはすなわち、何かを共有しているということ。共有の対象は、NPO バンクによって異なるのではないか。未来バンクが共有しているのは、環境や平和といったテーマ。地理的には全国に融資している。一方、momo は地域を共有しており、この点では未来バンクとは対照的なポジションにあるとも言える。
- ・ momo が共有する「地域」とは、行政上の区分ではなく、何らかの問題を共有している広がりと捉えている。
- ・ NPO バンクは地域に入っていくための試金石である。現在は、NPO バンクが地域に必要とされるか否かを試している段階。
- ・ NPO バンクは、融資先である事業者から必要とされることを目的としており、事業者は地域から必要とされる（＝地域の問題を解決する）ことを目的としている。momo への出資者が、融資先訪問をする際には、融資先の活動地域の住民にも会うようにしている。融資先が地域から必要とされている姿を見ることが、出資者の喜びにもなっている。
- ・ 今後は助成金等を活用しながら、3年後には有給の専従職員を置きたい。

#### ② 設立の経緯

- ・ 設立の経緯は、東海三県が 2005 年当時、日本一元気な地域と称されていたことへの違和感。実際には、商店街が疲弊し、人（若者）が流出する事態が起こっていた。
- ・ 2005 年の愛知万博を契機に道路等のインフラが整備されると、更に弊害は大きくなるように感じた。万博は一過性のイベントに過ぎないので、万博の 1 ヶ月後に NPO バンクを設立したいと企画し、2005 年 10 月に momo（任意組合）を設立した。

### ③ 出資者

- ・ 団体の出資者としては、既存の融資先に加えて、企業やNPOなど。今後、融資を受ける可能性を見越して、出資している団体もある。
- ・ 出資者にとっては、事業者を支援することを通じて地域の問題解決のために動くチャンスを得ることを意味する。
- ・ momo の出資者の中には、①出資だけをしている人、②機会があれば活動に参加している人、③momo レンジャーとして恒常的に活動に参加している人、の層がある。
- ・ momo は若者の参加が重要であると考え、一口一万からの小額に抑えている。地域から流出しているのはお金だけではなく、若者であるとの認識から。
- ・ 出資者のうち、1口出資しているのが1/3、2~9口出資しているのが2/3。居住地でみると、2/3が愛知・岐阜・三重の3県（全体の半分が愛知）で、1/3がそれ以外。ふるさと納税的な感覚で3県以外から出資する人も多い。
- ・ 出資のきっかけは、主に口コミ。メディアによる効果は、絶対数でみると少数。
- ・ これまで出資をやめた人は、ごくわずか。
- ・ 今後は助成金等を活用しながら、ネットでの決済も取り入れ、より手軽な出資を実現したい。

### ④ 融資以外での支援

- ・ 資金だけを提供することが、momo の目的ではない。お金を貸すこと自体が目的ではなく、お金が地産地消され、生きることが目的。すなわち、融資を受けた事業者が成長していくことであり、成長とは融資実行後であってもmomoが事業者の伴走的な役割を果たして、課題を解決していくこと。そのために、momoは下記のような役割をも担っており、今後も強化していきたいと考えている。情報発信機能（メディア機能）。但し、これまでは融資先との関係を慎重にしようという思いから、あえてウェブ上には融資先の詳細な情報を載せてこなかった。しかし、出資者へのMLを通じた情報提供はこまめに行っている。
  - 情報発信機能（メディア機能）。但し、これまでは顔の見える関係を大事にしようという思いから、あえてウェブ上には融資先の詳細な情報を載せてこなかった。しかし、出資者へのMLを通じた情報提供はこまめに行っている。
  - 出資者による融資先事業の訪問。（場づくり機能）事業者にとって、momoからの融資を受けることは、300人以上のmomo出資者兼地域の人々と

のつながりができることを意味する。

- ▶ その他、資金以外の支援として、戦略立案支援や momo レンジャーの専門スキルを生かした支援などを行っている。

\* 支援例ーことじびら山の家：設計士である出資者が設計を支援。都会居住者のニーズ把握の調査を支援。

ーバリオース：国際協力 NPO の街角でのファンドレイズを支援する会社。東京で実績のある団体であったが、東海地方ではネットワークがなく、momo は事務所の提供、スタッフの募集、セミナーの共同開催等の支援を行っている。一方、バリオースからは資金集めのスキルを教えてもらった。

ー有機農家：トラクター購入に必要な融資を受けた。他の資金調達手段もあったが、momo とつながることで、野菜の販売先拡大等に役立つのではないかという期待から、momo から融資を受けた。農家さんは、個人宅への郵送事業も行っているが、配当のような意味を込めて、momo 出資者には通常よりも 1 品多い 8 品の野菜を送っている。

- ・ 支援といっても、momo から融資先に対する一方的な支援ではなく。双方向の支援であると感じる。地域で実践している融資先が得ている知見や、持っているネットワークは momo よりも豊富であり、融資先から教えられることが多い。
- ・ 今はあえて momo の HP では融資先に関する情報を公開していないが、今後は充実させる予定。また、SNS 等、若者になじみやすいツールを取り入れていくことも思案中。

## ⑤ 融資先の発掘、審査

- ・ 融資先を審査する際には、①代表者が信頼性や覚悟、②周囲の地域の人たちとの関係深度をみている。
- ・ 数値化した審査は行っていない。
- ・ 北海道 NPO バンクと違うのは、切迫した資金ニーズを契機に設立されていないということ。

## ⑥ 他の団体等との連携

- ・ 東海労金では、momo への振込み手続きを免除してもらっている。東海労金と近畿労金では、新入社員研修を行っている。今後も、momo の価値を、何らかの形で企業に提供していきたい。
- ・ 社会的金融や、途上国における社会的ファンド等、広くソーシャルファイナンスについて、情報共有の場を提供していきたい。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資の条件と実績
コミュニティ・ユース・バンク (2005年)	愛知県	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">出資</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コミュニティ・ユース・バンク momo」(任意組合)が行う。</li> <li>・ 出資金額:1,645万円</li> <li>・ 一口1万円(個人1口以上、法人5口以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 出資者に際しても理事会による承認が必要</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">融資</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コミュニティ・ユース・バンク momo」(任意組合)が行う。</li> <li>・ 融資累計金額:550万円</li> <li>・ 融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 融資対象:組合員兼愛知・岐阜・三重県所在の個人/法人</li> <li>➢ 融資額:最大300万円。但し、出資額10倍以下。</li> <li>➢ 融資期間:3年間以内</li> <li>➢ 金利:2.5%</li> </ul> </li> <li>・ 融資後、組合員が融資先の活動に積極的に参加。</li> </ul> </div> </div>

#### (4) 北海道 NPO バンク

訪問先：北海道 NPO バンク 北村氏、木原氏

日時：2009 年 11 月 24 日（火）14：30～

当方：小柴

##### ① 設立の経緯

- ・ 1995 年に市民のためのシンクタンクという理念を掲げた、NPO 推進北海道会議が設立された。同年 7 月に知事選で当選した前知事が公約の目玉として NPO の推進という項目を挙げていた。行政に任せるのではなく市民からの政策提言を行おうという目的で NPO 推進北海道会議を設立したわけである。その活動の実戦部隊として 1998 年北海道 NPO サポートセンターが設立された。
- ・ 1990 年代後半、北海道において、NPO 活動促進のためのプロジェクトが精力的に実施されていた。2001 年には、市民活動団体基盤強化検討委員会が設立され、NPO の活動資金の調達に対する提言がなされた。これを機に、NPO に融資を行う仕組みを設立しようと活動がスタートし、NPO 推進北海道会議内に委員会が立ち上がった。

##### ② 運用

- ・ 当バンクは、行政との協働の成果として設立された点に特徴がある。
- ・ 北海道 NPO バンクの日常的な収入は 2%の金利のみ。NPO バンク単独では事業収入も限られており、立ち行かない。
- ・ 役員や審査委員はボランティア。日常業務を北海道 NPO サポートセンターに月 3 万円で委託しており、サポートセンターの事務局 2 人が NPO バンクの業務を行っている。
- ・ 地域の間接支援組織を巻き込めない NPO バンクは継続した運営が難しいのではないかと。何故なら、地域で活動する団体を発掘しないと融資はできないし、融資先が現れなければバンクの存在価値が問われることにもなりかねないであろう。
- ・ 北海道 NPO バンクは、NPO の設立からその後の支援も行い個々の NPO との密着度の高い NPO サポートセンターのテクニカル・アシスタンスを得て融資を行う。

### ③ 融資先について

- ・ 北海道 NPO バンクでは、一般融資、三ヶ月ローン（短期小口融資サービス）、出世払いローン（支払い猶予型ローン）、人づくりローン（人材育成資金ローン）の4種類のローンを実施している。
- ・ 保健、医療、福祉分野が一般融資の7割占め、用途もつなぎ資金が5割を超える障害者自立支援の事業所が作業所であった時は、年に2回市町村から補助金が出るまでに一時的につなぎ融資が必要となったためである。但し、作業所が NPO 法人を取得し、障害者自立支援事業を行うようになれば、運転資金の項目に分類している。
- ・ 三ヶ月ローンは一般融資を利用し遅滞なく返済した団体が利用できる。審査を受け、融資を受ける利用権を獲得して頂ければ、融資を実際に受けるタイミングは、常時可能である。
- ・ 今回の一般融資の募集には8件の申込みがあった。前年度の同月比は5件の申込みだった。この時期に8件の申込みは多い方であるが、行政から NPO に事業が移行している背景もあるかもしれない。その内、4件が福祉医療分野である。残りの4件がそれ以外、2件が運転資金、2件がつなぎ融資。平均的な申し込みである
- ・ サポートセンターが提供する支援事業（市民活動スキルアップ講座や会計講座など）を通じて融資の打診を受ける場合もある。
- ・ 出世払いローン（支払い猶予型ローン）と人づくりローン（人材育成資金ローン）は、毎年募集していない。2年間の返済猶予期間を設けているため、限られた原資で融資を行っている当バンクにとっては毎年の実施難しく、2007年に一度実施したのみである。
- ・ 審査の際には、北海道 NPO バンクでは、融資の書類審査、面接審査を数値化している。書類審査70点満点が第一段階、面接審査30点が第二段階。第一段階から第二段階に移行する際には、原則35点以上なくてはならない。しかし、第一段階で点数が35点を下回ったとしても、第二段階の面接審査を行う場合もある。現場も視察に行く。
- ・ 財務面では、事業の中で委託事業や助成金事業とそれ以外の自主的な事業の割合を見ている。法人税法上の収益事業かどうかは別。自主的な事業が何割以上という基準は設けていない。むしろ、委託事業として始まった事業が、自主事業として継続できるかどうか重要。
- ・ 融資先の法人格の有無は問わない。
- ・ 返済するという事実はあるが、本来事業がうまく稼動しているのか、という点まではなかなか分からない。今後は、実態も確認していこうと考えている。

④ 出資者について

- ・ 出資者へのフィードバックはあまり行っていない。年に1回の議案書と、サポーター便りを年4回発行している。

⑤ 他の組織との連携

- ・ 融資先からの返済については、北海道労働金庫が実施している振込み手数料無料制度(NPO 法人については振込み手数料 100 件までは免除にする仕組み)を援用していただいている。
- ・ 融資相談の内容に応じては、日本政策金融公庫などの融資先を紹介している。
- ・ 北海道は用途を指定した補助金 1500 万円を道の外郭団体「ふれあい財団」に出し、NPO バンクは財団より出資を受けている。
- ・ 今後は旭川、釧路等の支援センターと連携し、NPO バンクの融資先の育成も行えたらよいと考えている。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資の条件と実績
北海道 NPO バンク (2002 年)	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NPO バンク事業組合」(任意組合)が行う。</li> <li>・ 出資金額:4,900 万円</li> </ul>
		<p>出資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一口 1 万円</li> <li>➤ 北海道庁より 1,500 万円の出資(2002 年)、札幌市より 500 万円の寄附(2003 年)を得ている。</li> </ul>
		<p>融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北海道 NPO バンク」(NPO 法人)が行う。</li> <li>・ 融資累計金額:1 億 8,377 万円</li> <li>・ 一般融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資対象:組合員兼北海道所在の NPO/ワーカーズ・コレクティブ</li> <li>➤ 融資額:最大 200 万円。但し、初めて融資を受ける場合は、出資額の 20 倍以下。2 回目以降は、100 倍以下。</li> <li>➤ 融資期間:1 年間以内(1 ヶ月単位で 1 年間延長可)</li> <li>➤ 金利:2%</li> </ul> </li> </ul>

## (5) くまもとソーシャルバンク

訪問先：くまもとソーシャルバンク 代表理事 土森氏

日時：2009年8月9日（日）14：00～15：00

当方：小柴

### ① 設立のきっかけ

- ・ くまもとソーシャルバンク(KSB)代表理事である土森氏は、川辺川ダムの反対運動に長らく関わってきたが、その当時、市民自らが出資をし、地域課題を解決していくシステムの一つとしてNPOバンク(神奈川のWCC(女性市民信用組合)についてNHKの番組(クローズアップ現代)をみたことで刺激を受け、これが徐々に現在の形につながっていったそうである。
- ・ 設立したのは2008年8月である。2004年3月に神奈川の信用組合、東京の未来バンクに話を聞き、2006年の4月から、現在とは別の場所で勉強会をスタートした。
- ・ 2006年10月に田中優さんと呼び、講演会を開催した。その後は本格的に動き出した。
- ・ 2007年1月ぐらいから、「ちゃぶ台」に集う仲間と共に先進的な取組みへのヒアリングを重ね、確実に融資を受けたいという福祉関係等の地域活動に取り組む団体が存在していることが分かった。
- ・ 注)「ちゃぶ台」は2008年5月にオープンした、有機野菜を用いたレストランである。空家であった民家を活用したもので、組織運営にあたって、3つの基本的要素を重要なコンセプトとして据えている。①ご飯を食べることができる場所(畑のキッチン)、②会話を交わすことができる入り口スペース(スマイル)、③地域活動を行う場(むすび)、この3つを柱に構想を打ち立てている。くまもとソーシャルバンクやその他の団体がコミュニケーション、情報交換の場としても利用している。「ちゃぶ台」は、熊本の地で地域課題、社会課題の解決を目指す志のある人々をつなげるプラットフォームとして機能しているといえる。
- ・ スタッフも当初は3名しかいなかったが、活動を行うことによって協力者が増えていった。但し、KSBの内部には、若い人材があまりいない。2名は20代である。情報発信が効果的にできれば、もっとメンバーを募ることは可能だと考えている。ただし、現在はそこまで手が回らない状況である。
- ・ 現時点までのところ、融資は行っていない。出資金を募っている段階である。現在は、2010年中の融資開始に向け着々と準備中である。

## ② 出資

- ・ 団体の出資も受けているが、実際の出資者は個人だけである。2009年8月時点で27名。33口で約330万円が出資金となっている。

## ③ 融資

- ・ 現在までのところ、融資は行っていないが、これまでに融資に関する問い合わせは何件か受けたことがある。適宜、相談に応じている。
- ・ ただし、地域活動団体に融資に対するニーズがあるかを既にヒアリングしており、行政からの委託事業の「つなぎ融資」などに関し、一定のニーズが見込まれる状態である。分野としては、子育て支援、環境保全、福祉などが想定されている。
- ・ KSBでは、法人からの出資も受け付ける考えであるが、地域の企業や農協などの法人、団体に融資を受けた経験はない。
- ・ 企業はリターンを求めるので出資の話を持ちかけるのは難しいと感じている。ただし、CSRに特に関心の高い企業は別かもしれない。
- ・ 長野夢NPOバンクでは、融資にあたって、まず、相談を受け、問題がない団体だと見受けられれば事業所を見学する。現場を確認して、大丈夫だと認めれば融資に向けて、事業計画書等の提出を求め、面接、内部相談を経て最終決定している。融資のフローについては、既に、長野NPO夢バンクを参考にして作っている。
- ・ また、実際の融資にあたって、お金を貸す立場であるが、融資先とは同じプレイヤーとして活動していきたいと考えている。ただし、融資先との関係性については慎重を期したいと考えている。

## ④ 貸金業登録について

- ・ 現在は、金融の専門家が内部メンバーにはいない。ただし、融資に向け、外部有識者にメンバー入りの内諾を得ている。
- ・ 外部の税理士、熊本大学の法学部の先生には内諾をいただいている。
- ・ 貸金業の資格試験について、去年は1回講習を受講したが、今年は国家資格となったため、現在は試験に向けた勉強中である。(その後、2009年10月合格した。)
- ・ 貸金業の改正は、大きな問題である。今後は、指定信用情報機関に管理料を20万円、回線開設費6万円(パソコンは別途用意)、紹介料1件65円の手続き、維持費用は別に月額3千円と回線保守料1万3千500円かかる。これだけ費用負担がかかるので困難である。
- ・ NPOバンクから個人がお金を借りると、その情報が指定信用情報機関に伝

わる。その人が次に銀行からお金を借りる場合、銀行が貸さない可能性がある」と聞いている。サラ金と同様に扱われる。学生時代に NPO バンクからお金を借りていた人が銀行に勤めようとする、差別的な扱いを受ける可能性がある」と聞いている。

- ・ 多重債務を防ぐという主旨は理解できるが、ここで収集される情報は、貸金業扱いの金融機関だけで、一般の銀行の情報は集まらない。その人がトータルでいくら借りているかどうか分からないという意味では、穴だらけの法律である。
- ・ NPO バンク協会は、NPO バンク協会を設立し、業界団体として、金融庁に対して発言力を高め、自分達も NPO バンクをきちんと管理していく方向で検討している。将来的には NPO バンク法の創設を検討している。

#### ⑤ 他の組織との連携について

- ・ 地元の銀行には、肥後銀行、くまもとファミリー銀行、労働金庫にコンタクトを取ったことがある。しかし、基本的には NPO バンクと一緒に何か事業をするような考えはない。くまもとファミリー銀行では環境事業に助成を行っている。労働金庫は、実績のある NPO には融資をしている。
- ・ 熊本県庁に地域活動団体に対する支援事業について照会を行ったことがある。しかし、詳しいやりとりを行う以前に、行政には財政的に余裕がないとの理由で話がほとんどできなかった。特に、共同事業を行うような可能性はない様子だった。
- ・ 地元企業には CSR に関心のある企業も多少あるものの、NPO バンクへの出資を考えるようなところはないように感じている。
- ・ 九州経済産業局からのヒアリングを受けたりしている。
- ・ 福岡の NPO バンクとも交流を持つようになっている。
- ・ 今年、福祉と建築分野の専門家を招へいして、法律や NPO バンクの融資すべき事業について、勉強会を行なった。例えば、法的なサポートが確立していない部分に関する事業への融資が重要である。また、先進的な分野で行政からの援助が受けられないが、社会的に意義のある事業をどうサポートしていくかなどが課題となると認識している。

#### ⑥ 今後に向けて

- ・ 2010 年中に融資を始めたい。
- ・ 行政との連携も積極的に行っていきたいと考えている。長野夢バンクのように行政からの資金援助を受けることも模索していきたい。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資(予定)の条件と実績
くまもと ソーシャル バンク (2008年)	熊本県	<p>出資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資金額: 333 万円(27 名)</li> <li>・ 一口 1 万円、個人 1 口以上、団体 5 口以上</li> </ul> <hr/> <p>融資(2009年開始予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資分野: 福祉・環境・教育・自立支援等に関する事業</li> <li>➤ 融資額: (通常融資)最大 300 万円かつ出資額の 20 倍。(つなぎ融資)最大 300 万円かつ出資の 100 倍。</li> <li>➤ 融資期間: 1 年間以内</li> <li>➤ 金利: 3%</li> </ul> </li> </ul>

## (6) 宮崎アースコミュニティバンク

訪問先：NPO 法人 H-imagine 副代表理事 川添 英司 氏

日時：9月11日（金）13：00～15：00

当方：小柴

### ① 設立のきっかけ

- ・ 宮崎アースコミュニティバンク（以下、宮崎 ECB）の設立以前から、NPO 法人 H-imagine（ひまじん）等で、地域通貨「ちよる」を運営してきた経験がある。NPO 関係者から月に 2,000～3,000 円程度を徴収していた。当時は積み立てておき、講演会の資金としたり、他の NPO に小額（書籍の購入費用等）で金利付で貸し付けたりしていた。
- ・ 2003 年頃から、マイクロファイナンスや地域通貨に関する勉強会、専門家を招待しての講演会等も開催してきた。その頃から、関係者の間では、NPO バンクが宮崎にもあったら良いという話が出ていた。

### ② 現状のモデル事業

- ・ モデル事業として、ESORA の改装費用への出資を行った。2008 年 9 月くらいから、本格的に ESORA 構想が開始され、2009 年 8 月に OPEN した。各店舗は、融資を受けるに当たり、事業計画書、収支計画書、過去の実績などに関する書類をみやざき ECB に提出し、これを受けて、みやざき ECB の理事 5 名が面接審査を実施した。入居者は収益の一部から融資金額の返済を行っている。

注）ESORA は、元々大型の倉庫であったのを改装し、レストラン、セラピーショップ、市民向け講演会を行う講堂等が入った、環境配慮型の商業施設として用いられている。NPO 法人 H-imagine の事務所も ESORA 内に所在する。

- ・ 個店の商売と ESORA としての情報発信をうまくリンクさせるように考えている。

### ③ 出資者について

- ・ 現状では、1,600 万円の出資金が集まっている。現在の出資者は 35 名おり、皆個人である。
- ・ 出資者の中には 100 万円単位で出資している者もいる。昔からの知り合いがほとんどで、県外からの出資者もある。

#### ④ 融資先について

- ・ 出資者は上限 300 万円、出資額の 10 倍までという条件で融資を受けられる。出資していないと融資は受けられないが、上限などは柔軟に対応していきたい。
- ・ モデル融資の返済金利は、2%。返済の期間は 5 年間で想定している。
- ・ みやざき ECB では、宮崎に良いこと、地球に良いことに対する融資を行うというミッションがある。評価のための採点表は、田中優氏の著書を参考に自分たちで思案してつくった 5 段階評価のものを採用している。
- ・ 現状でつかんでいる NPO バンクからの融資に対するニーズはとして、行政からの業務委託を受ける際の立替金や市民代表の選挙出馬の際の供託金等がある。
- ・ 融資を開始したら、個人に対する融資も行いたい。個人や NPO 等を対象に太陽光パネルの導入や省エネ家電の購入費用等に対する融資が行われると見込んでいる。
- ・ 融資の返済金利は情報提供のための冊子づくりや事務運営費、貸倒引当金のために使用する。ただし、NPO バンクと聞くと、利子を取ることで自分がおかしいという考えを持っている市民もいる。
- ・ 2009 年末の融資開始に向けて準備を進めている。正式な運用開始に向けて、融資希望の募集期間を随時にするか、限定するか等詳細な詰めを進めていく必要がある。審査は理事 5 名 +  $\alpha$  (融資経験者) で行う予定である。
- ・ 実際に融資を開始したら、モニタリングを定期的に行い、融資先には、状況報告を年に 1 回程度実施させる。各団体の能力向上、責任感の醸成が重要になる。

#### ⑤ 今後に向けて

- ・ 2008 年末の融資開始に向けて準備を進めている。現在は、ESORA の個店で、毎月 1 回 MTG を開催している。
- ・ 貸金業登録を行って、告知を大々的に行いたい。現在は、貸金業登録のために、金融機関に勤務経験のある関係者を確保することが喫緊の課題となっている。
- ・ 今後は、法人に対しても出資を募っていきたい。会員数、出資額も伸びてほしい。
- ・ 宮崎県は全国的に見ても低所得な地域であるので、1 人 1 万円程度しか出資できないかもしれないが、1,000 人出資すれば、1,000 万円になる。このような意識を持っていくことが重要である。市民に対しても今後一層の意識啓発が必要となってくるだろう。

## ⑥ 国や地方自治体との連携等

- ・ 金融庁と県の NPO バンクに対する見解にずれがあるように感じており、貸金業登録に向けて、県の担当者が代わり、NPO バンクに対する認識を深めてもらうところから行わなくてはならない。
- ・ 宮崎市の地域コミュニティ税は、地域コミュニティの課題解決に向けた取組という点では、同じ問題意識を共有しているが、使途が不透明で、従来の自治組織と新たに導入した自治区との違いもはっきりしていないと感じている。導入は時期尚早であったかもしれない。

## ⑦ 地域通貨の活用

- ・ 将来的には、出資者には配当を出せないが、ECB に参加してくれた場合に、地域通貨を配給する考えを持っている。出資者には、地域通貨を配給する話を事前に伝え、承諾して頂いている。
- ・ 地域通貨は ECB の枠組みとは切り離してつくることを想定している。こうすれば、配当にはあたらないだろう。地域通貨は循環の仕方が不均衡であると意味をなさず、循環の仕組みを作るのが肝要である。
- ・ 以前、運用していた地域通貨「ちよる」は諸事情から休止状態にある。今後も運用を再開することはないだろう。「ちよる」はオーストラリアのジル・ジョーダン氏の循環型社会づくりの考え方を参考に作ったものである。

## ⑧ その他

- ・ 宮崎市には公共交通機関がバスしかない。しかも、バス会社は民間の宮崎交通 1 社のみである。後は、車社会である。NPO 法人 H-image では、路面電車を走らせ、環境にやさしいまちづくりに貢献したいと考えている。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資(予定)の条件と実績
みやざきア ースコミュ ニティバン ク (2009 年)	宮崎県	出資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資金額:1,600 万円(35 名)</li> <li>・ 一口 1 万円、個人・団体 1 口以上</li> </ul> <hr/> 融資(2009 年末開始予定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資として、               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 融資額:300 万円。但し、最大でも出資額の 10 倍以下。</li> <li>➢ 融資期間:5 年間</li> <li>➢ 金利:2%</li> </ul> </li> </ul>

## (7) ピースバンクいしかわ設立準備会

訪問先：ピースバンクいしかわ設立準備会 代表 小浦氏

日時：9月30日（水）13：00～15：00

当方：小柴

### ① 設立のきっかけ

- ・ 代表の小浦氏は、ap bank からの融資を受けたことがある。
- ・ 田中優氏、北海道 NPO バンクや momo の講演を通じて、NPO バンクが身近なものとなった。
- ・ 2008 年 9 月頃から、まずは NPO バンク設立にむけた準備期間として 1 年間実験事業を行うこととなった。実際の実験事業実施期間は 2009 年 4 月～2010 年 3 月の一年間の予定である。

### ② 現状

#### 【出資】

- ・ 約 70 名の出資者。金額は 300 万円程度。50 万円を出資している者が 3 名、残りは 1 万円程度である。
- ・ 出資者は、殆ど石川県内に在住している。
- ・ 当初、1000 人を出資者を集めて、出資金 3,000 万円を目指そうと考えていたが、今は必ずしもそのような壮大な目標は必要ないと考えている。出資金については 1,000 万円程度集めたいと考えている。

#### 【融資】

- ・ 実験的事業として 2 件（「高木麴商店」と「竹の四季」）に融資している。以前からつながりのあった所である。返済が始まりつつある。実験的事業では成果報告書のようなものを融資先に提出してもらおう考えはない。
- ・ 金利は実験的事業なので、0%に設定。返済期間は今年度末までとしている。
- ・ バンクの中にファンドも設けている。通称「ファンク」
- ・ 県庁と密接な関係を有していないが、農政局を通じて農家が相談の電話をしてくることはある。融資先候補からの問い合わせは数件受けている。また、バンクへのニーズも一定感じている。
- ・ 融資先選定の基準は策定してみたものの、まだ確定はできていない。

### ③ 団体の特徴

- ・ フェアトレードショップというバーチャルに人が集まる場があることで、Web と会合だけの場合よりも、より多くの人に関わる可能性を秘めている。
- ・ 1F のお店 (のっぽくん) のチラシにピースバンクいしかわの Web サイトについて載せていたところ出資につながった例もある。
- ・ メルマガも運営しており、参加者は 140 名程度。この内、20~30 名程度は、正式にバンクが設立されたら、出資しても良いと考えている。

### ④ 今後に向けて

- ・ 北海道 NPO バンクと momo の中間的なバンクになっていければよい (代表の想い)
- ・ 可能な範囲で、県庁等の自治体とも連携して事業を行っていききたい。
- ・ 今後はマスコミにも PR していききたい。
- ・ 来年 3 月末までに貸金業法の登録する予定。NPO 法人化するかは、未定。
- ・ 貸金業への対応を含め、自治体には NPO バンクへの認識を深めていってもらいたいと思う。

団体名 (設立年)	所在地	出資、融資(予定)の条件と実績
ピース バンク いしかわ (2009 年)	石川県	出資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資金額: 460 万円(80 名)</li> <li>・ 一口 1 万円、個人・団体 1 口以上</li> </ul> <hr/> 融資(2010 年開始予定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資として、               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 融資分野: 自然エネルギーや中山間地域の活性化、有機農業、福祉・子育て、フェアトレード、ひとづくり等地域の課題・ニーズを反映した社会性ある事業</li> <li>➢ 融資額: 未定</li> <li>➢ 融資期間: 未定</li> <li>➢ 金利: 未定</li> </ul> </li> </ul> ※ 既に実験融資を実施中。無利息。

## 6. 自治体による取組の現状

### 6-1. 自治体による取組概要

自治体による市民活動団体への寄附・助成制度のうち、その財源を市民による納税や寄附による支援制度として設計された取組が近年、散見されるようになっている。

制度対象をみると、NPO法人のみを対象とするものから組織形態は問わず助成を行う制度まで様々な形が存在する。多くは、市民への説明責任、制度を利用する市民活動団体の経営能力向上に貢献することを意識して、学識者や税理士、公募市民等による外部委員会を設置し、制度運用のあり方や基金の使途、制度利用団体の評価等を行う形をとっている。

1件あたりの助成額は300万円未満の場合が一般的で、小額だが、返還義務のない助成だからこそ、小規模事業者や創業段階にある事業者の力になれる特徴を持っている。

一方、市民による納税や寄附によって財源を確保するためには制度の認知度を向上させるような取組が重要であるという認識を持つ自治体が多く、特に新税を設ける場合には市民からの理解を得るために非常に長い時間をかけ、繰り返し説明会などを開催することで事前に周知活動に力を入れている。

また、制度運用開始直後は、納税者のみを対象としていた仕組みを徐々に改良し、納税者以外の市民や市民以外の地域に関わる人々を幅広く取り込むような展開をみせる自治体も存在する。

#### (1) 寄附

図表 7 都道府県における主要な市民活動支援基金

都道府県名	基金名
秋田県	ボランティア資金
山形県	やまがた社会貢献基金
埼玉県	埼玉県特定非営利活動促進基金
神奈川県	かながわボランティア活動推進基金 21
滋賀県	おうみNPO活動基金
兵庫県	ひょうごボランティア基金
香川県	香川県NPO基金制度
高知県	こうちNPO地域づくりファンド

(出典) 各都道府県庁ホームページ

## (2) 税金

図表 8 自治体における住民税等を活用した主な市民活動支援制度

都道府県名	既存の住民税・新税	市民税を活用した市民活動等支援制度
千葉県 市川市	既存の住民税の一部	1%支援制度
岩手県 奥州市	既存の住民税の一部	0.4（オウシュウ）%支援事業
千葉県 八千代市	既存の住民税の一部	1%支援制度
愛知県 一宮市	既存の住民税の一部	市民が選ぶ市民活動支援制度
大分県 大分市	既存の住民税の一部	あなたが支える市民活動応援事業
宮崎県 宮崎市	新税	地域コミュニティ税
和歌山県 他	新税	紀の国森づくり税

(出典) 各自治体ホームページ

### 6-2. 自治体による取組事例

ここでは、取り組み事例として、東京都杉並区「NPO 支援基金制度」、香川県「香川県 NPO 基金制度」、千葉県市川市「1%支援制度」、和歌山県「紀の国森づくり税」、宮崎県宮崎市「地域コミュニティ税」へのヒアリング結果をまとめる。

自治体名	制度名	寄附金／税金	開始年
杉並区（東京都）	NPO 支援基金制度	寄附金	2002 年
香川県	香川県 NPO 基金制度	寄附金	2008 年
市川市（千葉県）	1%支援制度	税金（既存の市民税）	2005 年
和歌山県	紀の国森づくり税	税金（新設）	2007 年
宮崎市（宮崎県）	地域コミュニティ税	税金（新設）	2009 年

#### (1) 杉並区「NPO 支援基金制度」

訪問先：杉並区役所 区民生活部 地域課

日時：2009年9月4日（金）14：30～16：00

当方：小柴

##### ① 制度設立の背景

- ・平成12年3月の区民会議報告書において、行政とNPOなど市民活動団体の「協働」という言葉が初めて使われ、市民活動支援をより積極的に行っていくという意識の高まりがみられるようになり、平成12年9月「杉並区21世紀ビジョン」で基本構想が策定された。
- ・これを受け、平成14年度に杉並区において「NPO・ボランティア活動及

び協働の推進に関する条例」が制定され、NPO 支援基金制度が創設された。

## ② 「NPO 支援基金制度」に係る制度の現状・特徴

### a. NPO 支援基金制度の概要

- ・ 杉並区 NPO 支援基金制度は地域の様々な問題の解決に自主的に取り組む公益性を帯びた NPO 法人の活動を支援するための助成金を提供することを目的に創設された。
- ・ 区民、事業者、各種団体からの寄附金を区が創設した NPO 支援基金に積み立て、同区に活動登録をしている NPO 法人からの申請を受け、区民等で構成する「杉並区 NPO 等活動推進協議会」での審査を経て区が助成先を決定している。
- ・ 支援基金制度の利用に先んじて、NPO 法人は区にあらかじめ登録する必要がある。登録は随時受け付けている。
- ・ 区は登録した NPO 法人の情報をホームページ等で公開している。

### b. 登録団体・要件について

- ・ 2009年9月時点で、杉並区に主たる事務所を置く300のNPO法人のうち、96団体が同制度からの助成を受ける資格を得るために区に登録している。
- ・ 登録の要件について、①NPO法人化している組織、②区内に事務所を構えていること、という条件を満たす必要がある。

### c. 助成先について

- ・ 必ずしも事業規模の大きい団体だけが助成を受けているわけではない。
- ・ ただ、助成を受けたこと等を通じて、事業規模も一定水準以上に成長した団体が、区のゆうゆう館（旧敬老会館）を協働事業（シニア向け事業）として受託し活動している例もいる。

### d. 助成先の審査基準等について

- ・ 以前は寄附金が少ない場合でも、より多くの団体を助成する方針を取ってきたが、平成21年度は新規の組織を応援していきたいという方針を取った。ただし、審査時は、他の申請団体と公平に扱った。また、来年度も同様の方針かどうかは分からない。
- ・ 次年度の助成についての方針は「杉並区 NPO 等活動推進協議会」内の審査部会で協議した上で決定される。
- ・ 助成先の審査においては、下記のような項目が審査基準が設けられ、審査項目ごとに「大いに認められる」～「認められない」までの4段階評価が実施とされている。

図表 9 杉並区 NPO 支援基金制度の審査基準

審査項目	説明
ニーズの把握	・ ニーズ、現状分析を正確に把握し、需要がある。
地域的特性・ 社会への問題提起	・ 地域的特性を活かした活動をしている。 ・ 社会への新たな問題提起につながる。
期待される効果	・ 新しい社会を作り上げるために、期待できる開拓的なものである。 ・ 将来的に発展、継続する可能性があり、効果の広がりが期待できる。 ・ 補助金を受けることで事業が発展する。
実行・実現の可能性	・ 事業計画、スケジュール等が実行可能な方法である。 ・ 事業に必要な人材の確保のめどが立っている。
公開性	・ 運営の公開、透明性が高い。
無理のない資金計画・ 自己資金の確保	・ 資金計画に無理がなく、明確である。 ・ 自己努力による資金確保に努めている。
整合性	上記の各項目について、整合性がとれている。

(出典) 杉並区ホームページ

e. 杉並区 NPO 等活動推進協議会について

- ・ 「杉並区 NPO 等活動推進協議会（以下、協議会）」は 10 名の委員から成る区長の諮問機関として設けられている。協議会は NPO 支援基金の業務だけではなく、協働に関すること等も取り扱う。
- ・ 委員の任期は 2 年、再任の可能性もある。公募委員も任期は 2 年で、2 年ごとに新たに公募する。
- ・ 委員の中に実際に NPO 団体として活動している方もいる。区内の団体の場合もあるし、区外の場合もある。
- ・ この協議会内部に NPO 支援基金の審査部会が設置され、現在、学識関係者 1 名、公募区民委員 2 名、NPO 等活動関係者 1 名、その他口長が適当と認める者 2 名の計 6 名によって運営されている。

f. 審査から助成までのフローについて

- ・ 助成の決定フローについては、まず、3 月初旬頃に基金に関する説明会を開催、その後、3 週間程度、基金への応募申請を受付、3 月中旬に締め切り。その後、4 月の前半 2 週間程度で審査委員が書類審査を実施。これを通過した団体について、4 月中旬頃から末にかけて、審査部会にて検討する。
- ・ 協議会には検討部会も設けており、ここで助成限度額や助成の仕組みについて検討している。
- ・ NPO 支援基金は非営利事業を対象に助成しているが、事業によって上が

った収益を次の事業の運転資金にまわすような非営利事業も助成の対象の範囲となる。今まで申請のあった団体の事業収支の計画にそのような事例はないが、今後は出てくる可能性がある。ただし、現時点では、申請された事業計画において、収支は同一額になるように定められている。

- ・ 助成を希望する団体には、事業収支の詳細な計画書を出してもらい、助成終了後には事業報告書を提出してもらおう。

#### **g. 事業評価について**

- ・ 各団体が実施した取り組みの結果を事業報告書として提出してもらっている。報告書に掲載する必要項目等は NPO 等活動推進協議会で検討し、毎年見直し変更を加えている。
- ・ 事業報告書によって可・不可のような評価を下すのではなく、事業内容とそれに対する自己評価を行うことを通じて、助成先の団体に自分達の活動内容を振り返ってもらいきっかけになることを期待している。

#### **h. 基金について**

- ・ NPO 支援基金は、前年度の寄附金を来年度に助成するという考え方を基本にしている。仮に、寄附金が 100 万円しか集まらなかった場合には、基金に毎年積み立てている費用を取り崩し、300 万円（平成 22 年度から 250 万円）確保するという仕組みになっている。
- ・ 区の一般会計と基金会計は別である。基金会計については、設立当初に 100 万円の一般会計の資金が基金に拠出され、平成 17 年度に補正予算を組み、1,500 万円を確保している。したがって、基金のうち 1,600 万円は区的一般財源が投入される形になっている。
- ・ H21.3 月末時点では、NPO 支援基金残高は 18,079,484 円となっている。

#### **i. 寄附金と助成金の推移について**

- ・ 平成 14 年度の基金創設以降の寄附金及び助成金に関する実績は以下の通りである。
- ・ 助成を受けることができる金額の上限は 1 団体あたり、原則 30 万円となる。

図表 10 杉並区 NPO 支援基金制度の実績

年度	寄附金		助成金		
	件数	金額	助成件数	金額	(申請件数)
H14	14 件	3,799,492 円	2 件	600,000 円	2 件
H15	18 件	2,228,204 円	13 件	2,989,000 円	18 件
H16	15 件	1,409,604 円	11 件	1,918,000 円	18 件
H17	15 件	2,568,839 円	10 件	1,445,000 円	23 件
H18	26 件	3,611,221 円	17 件	3,000,000 円	24 件
H19	29 件	2,294,775 円	31 件	3,599,000 円	31 件
H20	28 件	1,943,952 円	19 件	2,700,000 円	40 件
H21 (6 月時点)	6 件	620,000 円	17 件	3,000,000 円	27 件

(出典) 杉並区提供資料

**j. 寄附者への配慮・メリットについて**

- ・ 同制度では、寄附者が支援したい NPO 法人を個別に希望することができる全国の自治体で初めての試みを取り入れている。寄附をする際に助成したい希望団体名を指定することができるように工夫している。
- ・ また、特定非営利活動 17 分野より、助成先分野を希望することもできる。
- ・ 協議会で審査する際には、寄附者の希望を最大限尊重し、希望状況に応じて調整を行っている。
- ・ 審査内容の決定を経て、区として助成先及び助成金額を決定する。
- ・ ただ、一般的に NPO 法人に寄附を行う場合、税控除は受けられないが、同基金を通じて寄附すれば寄附控除が受けられる。これにより、寄附とこれを受けた地域における市民活動の社会的な資金循環の仕組みが活性化することが期待されている。

**k. 制度の認知度向上に向けた取組について**

- ・ 今年度から NPO 支援基金の PR を各助成団体に行ってもらうため、統一のロゴを用いて各団体にポスターなどを作成していただいている。
- ・ 統一ロゴのキャラクターは区のキャラクターで「なびみすけ」と名付けられている。
- ・ また、助成金を使って購入した備品には、統一ロゴのシールを貼っていただいている。
- ・ このような PR の結果、多くの寄附金が集まることにつながることを期待している。

## 1. 人材育成に関する取組について

- ・ すぎなみ NPO 支援センターがあり、資金援助以外での運営、活動などの技術的支援を行っている。人材育成面では、区として、「すぎなみ地域大学」を設置している。

## ③ 今後に向けて（課題・方向性）

### a. 制度の認知度向上

- ・ 本制度に関する認知度はまだまだ高くはない。今後、寄附金をさらに募るために制度の認知度向上に向けた普及啓発には力を入れていきたい。
- ・ 現在も、「すぎなみ NPO フェスタ」でパネル展示をしたり、普及活動委員会が助成先団体の活動についてビデオ上映等活動報告を予定している。
- ・ 普及啓発と基金の拡充に貢献するために、「なみすけ」のイメージ入りゴーフレットを 500 円／個で区が販売している。民間企業と NPO 等が協力し、これを 1 つ購入すると、1%が支援基金に積み、立てられ、「子供の健全育成を図る活動」を行う NPO 団体の活動資金として活用される仕組みになっている。
- ・ 今後は NPO 法人の活動内容を通じて、制度自体についても普及啓発を実施して
- ・ いくことが重要だと感じている。

### b. 事業評価の手法のあり方

- ・ 現状では、助成先団体から助成終了後に事業報告を受け、協議会に報告があがるだけで特別に事業評価を行っているわけではない。
- ・ 今後は、助成先団体の自己評価以外の活動評価を行っていくことも検討していく。

## (2) 香川県「香川県 NPO 基金制度」

訪問先：香川県 総務部 県民活動・男女共同参画課

日時：2009年9月24日（木）13：30～15：30

当方：小柴

### ① 制度設立の背景

- ・ 地域課題に主体的に取り組む NPO は、新たな公的サービスの担い手として定着しつつあったが、安定した活動のために課題となっているのが資金調達の難しさだった。
- ・ このように県内の NPO が資金面で厳しい状況にあるため、何らかの形で支援しようという議論が行われるようになったことがきっかけである。その中で寄附金制度の検討が持ち上がり、現在の香川県 NPO 基金制度につながっている。
- ・ 先進事例として、埼玉県をモデルに行っている。

### ② 「香川県 NPO 基金制度」に係る制度の現状・特徴

#### a. 香川県 NPO 基金制度の概要

- ・ 香川県 NPO 基金制度は、県内の NPO の資金調達を支援しようと平成 20 年度に運用が開始された。
- ・ 県民や企業から寄附を募り、香川県 NPO 基金として積み立て、県内で活動する NPO 法人に対して補助金を交付する。補助金の交付は、香川県ボランティア・NPO 支援事業選考委員会の意見を聴いて決定する。
- ・ 寄附の形態は、団体指定寄附、分野指定寄附（特定非営利活動 17 分野）、一般寄附の 3 種類に分かれている。
- ・ 団体指定寄附は、寄附の一部は NPO 全体の支援策に充てることとしているため、寄附の全額が指定された団体に渡るものではない。また、できる限り、寄附をした個人や法人の意思を尊重するように配慮しているが、寄附者の指定した団体への助成を保障したものではない。
- ・ 現在のところ、団体指定寄附がほとんどで、一般寄附がわずかにある程度。分野指定寄附はない。
- ・ 助成を受けることのできる NPO 法人はあらかじめ県に登録をした団体のみである。補助金の交付は団体から交付申請に対して行われる。
- ・ 県は登録した NPO 法人や寄附者の情報（匿名含む）をホームページ等で公開している。

## b. 登録団体について

- ・ 県内の NPO 法人は 220 程度あるが、その内、60 団体程度が同制度の登録団体として認定されている。(現時点の NPO 法人数 234、登録団体数 59)
- ・ 登録申請する団体は、①NPO 法人格を有し、原則として、設立の日以降 2 年を経過している必要があること、②法人の運営が適正に行われており、補助金を適切に執行できると見込まれること、③主たる事務所の所在地が県内であること、④原則として、主たる活動地域が県内であることなどを満たす必要がある。
- ・ 登録にあたっては、香川県ボランティア・NPO 支援事業選考委員会の意見を聴いて決定している。
- ・ 同委員会は 6 名から成り、大学、新聞社、コミュニティペーパー、社会福祉協議会、JC (青年会議所)、建築士から各 1 名ずつの参加となっている。任期は 2 年で、再任も可。平成 13 年に設立された。
- ・ 香川県ボランティア・NPO 支援事業選考委員会は、基金制度のために設けられたわけではなく、県が行うボランティア・NPO 支援に係る事業のうち、審査や選考を要するもの(香川県 NPO 協働事業助成金、NPO 提案型協働事業、ボランティア大賞の受賞者など)について、専門的かつ第三者的な立場から審査・選考活動を行っている。
- ・ 同委員会は、香川県 NPO 基金については、団体指定寄附の寄附先となる団体の登録や、登録団体への補助金の交付にあたっての審査等を実施している。

## c. 申請から助成までのフローについて

- ・ 団体指定寄附補助金については、前年度末までに各団体に寄せられた寄附金額をもとに、4 月に団体ごとの補助申請の上限金額を決定し、各団体に通知する。
- ・ これを受けて、NPO は補助金申請書を県に提出し、香川県ボランティア・NPO 支援事業選考委員会の審査を経て、補助金の交付が決定する。具体的に、今年度の例では、4 月中旬に県から各団体に対し募集をかけ、5 月末までに各団体が県に対し申請書を提出し、6 月中に選考委員会を開催し決定するという流れであった。審査は書類審査がベースになる。
- ・ ただし、今年、申請があった 6 団体の内、2 団体に対しては現場視察を行った。これは必ずしも審査のために行ったわけではなく、県として NPO 活動の現状を把握しておきたいという狙いがあり実施したものである。
- ・ 分野指定寄附に関しては、その分野の団体ばかりを集めてコンペなどをして寄附金を出すことになると思われるが、現在のところこの形態での寄附実績がないので不明。

図表 11 香川県 NPO 基金制度の仕組み



(出典) 香川県ホームページ

d. 事業評価について

- ・ 現状では、助成した NPO の事業を評価するような考えは持っていない。

e. 寄附金と助成金について

- ・ 平成 20 年度香川県 NPO 基金団体指定寄附助成金の実績は（特活）被害者支援センターかがわに対する 300 万円の 1 件である。
- ・ 一年度内に助成を受けることができる金額の上限は、1 団体あたり、原則 300 万円、下限を 10 万円としている。

図表 12 香川県 NPO 基金制度の仕組み・寄附金（件数・金額） ※平成 21 年 9 月 7 日時点

寄附区分	件数	金額（円）	区分	件数	金額（円）
団体指定寄附	26	20,731,000	団体	14	14,161,000
分野指定寄附	0	0	個人	16	7,076,000
一般寄附	4	506,000			
計	30	21,237,000			

(出典) 香川県ホームページ

f. 寄附者への配慮・メリットについて

- ・ 企業等からの地方自治体への寄附金となるため、税制上の優遇措置の対象となる。NPO に直接寄附しても、このような優遇措置は受けられないため、企業等による新たな社会貢献活動の一つとして、寄附が促進されることを期待する。

- ・ 団体指定寄附に関しては、特定の団体に寄附をしたいという意思によって寄附いただくこととなる。寄附者の意向はできるだけ尊重することとしているが、その団体への助成が保障されているものではなく、香川県ボランティア・NPO 支援事業選考委員会の意見も踏まえて決定する。

**g. 認知度向上に向けた取組について**

- ・ 同制度の PR については、基本的に、各登録団体が自主的に関係者等に対して告知していくことを期待している。
- ・ 同制度に登録したら自動的に活動資金が集まるのではなく、自分たちの周知・広報活動の努力の結果、資金を獲得できたという仕組みになること、つまり、資金調達手法の一つのツールとして同制度を利用するという意識が重要だと考えている。
- ・ 各登録団体には、広報ツールとして、同制度のパンフレットも配布している。
- ・ 県としては、広報誌やホームページ等で同制度の周知を図っている。

**③ 今後に向けて（課題・方向性）**

**a. 制度の認知度向上**

- ・ 県としても、今後は同制度の認知度をさらに高めていくためには、県内外の企業等に直接的な普及啓発活動を行っていく必要があると考えている。
- ・ また、県の広報誌やホームページによる PR だけでなく、新たな方策を検討していきたい。

**b. NPO の組織運営能力の向上**

- ・ 制度周知以外にも、NPO 自身の能力の向上も必要であると考えている。
- ・ 基金制度への登録は、県からの補助金の交付先として一定レベル以上の NPO 法人であることが必要であるため、団体登録にあたっての審査は一定の厳しさを保つことが必要である。

### (3) 市川市「1%支援制度」

訪問先：千葉県市川市 企画部 ボランティア・NPO 担当

日時：2009年9月4日（金）10：00～12：00

当方：小柴

#### ① 制度設立の背景

- ・ きっかけは、ハンガリーのパーセント法である。平成14年の秋頃にNHKの「変革の世紀」という番組でパーセント法の取り組みが取り上げられ、市長が面白い仕組みだと感じ市川市でも同様の取組が出来ないかを感じるようになった。
- ・ 一方、同時期に、市川市企画部ボランティア・NPO担当の前身であるボランティア支援課でも資金面で市民活動団体の活動支援をしていく施策の必要性を認識していた。
- ・ このような動きが連動して、平成16年度から、1%支援制度の条例制定に向けた検討が本格化していった。

#### ② 「1%支援制度」に係る制度の現状・特徴

##### a. 1%支援制度の概要

- ・ 1%支援制度がスタートしたのは平成17年4月1日である。
- ・ 市民が納めた個人市民税の1%を市民活動団体に助成できるシステムとして運用開始した。市民が納めた住民税の使い道として支援したい団体先を指定できることが最大の特徴であった。
- ・ 交付資格団体、事業要件を満たした助成を希望する団体は、毎年度市の1%支援制度に応募し、事業提案する必要がある。
- ・ これに対し、当初は1団体のみ指定可能であったが、現在では、3団体を指定できるようになっている。
- ・ 本制度は個人市民税納税者によるものであるため、市川市で生活をしていてもいわゆる専業主婦や学生、子どもが参加対象として含まれていなかった。
- ・ そこで、指定できる団体数を複数にすることで、例えば、一家族内で、父親はA団体を指定、母親はB団体、子どもはC団体という形をとることが可能になった。
- ・ ちなみに複数団体を指定した場合は、納税額の1%相当分が団体数に等分される。
- ・ また、2007年度からは地域ポイント（エコポイント、eモニポイント）でも市民活動団体を支援できるようになった（1ポイント1円に換算）。こ

れにより、納税者でなくても、同制度に参加できるようになった。

- ・ 市民活動団体が本制度を利用して実施する事業を年度ごとに募集し、事業費の2分の1を上限として、市民からの選択結果に基づき助成を行っている。

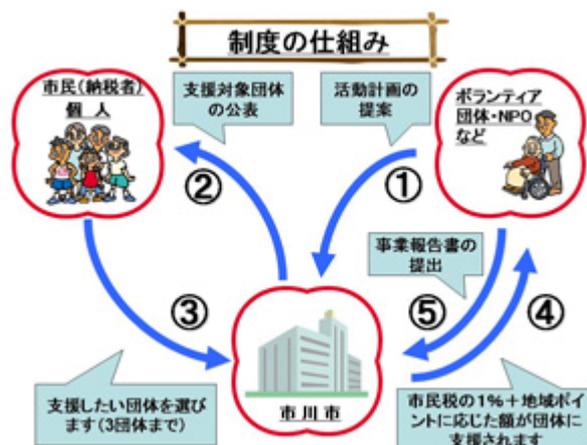
#### b. 支援対象団体・要件について

- ・ 市民活動団体であれば、法人格による制約はない。NPO 法人、社団法人、ボランティアグループ、任意団体等が応募している。
- ・ 実際には、地縁型組織（自治組織、町内会等）自体が本制度に応募することは無理があるが、地縁型組織に所属している市民が本制度を利用するために実行委員会形式による事業単位で活動を実施している例はある。
- ・ 申請を希望する団体は、①市内に事務所を有し、市内において活動をしていること、②1 事業年度以上継続的に活動をしていることなどを満たす必要がある。

#### c. 申請から助成までのフローについて

- ・ 支援の流れについて、まず、本制度を利用したい NPO やボランティア団体などは1~2 月頃に1%支援制度に応募する（下図①）。これを市川市のボランティア・NPO 担当が受け付ける。
- ・ 次に、2~3 月頃、「市川市市民活動団体支援制度審査会」で審査を行い、市が決定した支援対象団体を広報誌などで市民に公表する（下図②）。
- ・ 市民等はこれを受け、6~7 月頃に公表された団体の中から支援したい団体を最大3 団体まで選択する（下図③）。
- ・ この結果、市において、市民等による団体選択届出の結果を集計し、団体ごとに支援金予定額などをインターネットなどで広報する（下図④）。
- ・ 最後に、各団体は事業終了に伴う事業報告書を市に提出する（下図⑤）。
- ・ 団体が事業申請をする金額に上限はなく、総事業費の最大1/2 までとしている。例えばA という事業で経費が40 万円なら申請額は1/2 の20 万円までという仕組みになっている。
- ・ 仮に、支援額が申請額を超えた場合、現在は、市川市市民活動団体支援基金に積み立てる形をとっている。
- ・ 一方、支援額が申請額より少なかった場合は、残りを自主財源で負担してそのまま事業を行うこともできるし、事業規模の減額変更申請もできる。また、事業の取り消しも認めている。

図表 13 市川市 1%支援制度の仕組み



(出典) 市川市ホームページ

d. 市川市市民活動団体支援制度審査会（以下、審査会）について

- ・ 審査会は支援制度に応募した団体・事業について、要件を満たしているかを審議し、納税者等の選択の対象となる団体・事業の審査を行う。また、納税者等の選択の集計結果を受け、当初の計画を変更した団体に対し、変更申請の審査及び事業終了後に各団体から提出される事業報告書についても審査を行っている。
- ・ 審査会も条例の中に規定されており、学識経験者 4 名、公募市民 3 名の計 7 名で攻勢構成されている。任期は 1 年で再任も可能と定められている。
- ・ 学識経験者は、法人の会計・税務に精通する市川市内の税理士 1 名、NPO 関係者
- ・ 2 名、地元の大学から学識者 1 名となっている。学識経験者に関しては意思を確認して再任して頂いており、5 年間ずっとやっている人もいれば入れ替わる人もいる。
- ・ 公募市民は毎年募集し、応募原稿に市民活動に関するその人の思い、熱意を書いて頂く。ただしこの制度に参加する団体の関係者はお断りしている。市民の目線というのは非常に大事で、市民の具体的で素朴な視点から審査を行ってもらうことにも大きな意義があると考えている。

e. 選択届出件数・金額と申請団体件数・金額の推移について

- ・ 基金の用途について、条例では市民活動団体支援のための財源であるとしか謳われていない。当初、基金は 1,000 万円の積立金を予算化してスタートして、1 年目、2 年目、3 年目と積立てられて、ずっと取り崩しはしてこなかった。
- ・ しかし、市民や議会などから用途について質問されることなども出てきた

ため、平成 21 年度に市として初めて基金を財源にした団体事業紹介ブックを制作した。

- ・今年度はこの他に市民活動団体が共通利用できる貸出備品を購入する予定である。毎年行っているアンケートを参考に、デジカメ、プロジェクターなどにニーズがあると認識している。

図表 14 1%支援制度の届出件数・金額の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
有効届出人数 (人)	6,344	5,136	8,278	9,110
有効届出金額 (円)	15,190,785	13,927,870	19,322,365	21,331,214
地域ポイントでの届出金額 (円)	—	42,131	111,327	132,509

図表 15 1%支援制度の応募団体件数・金額の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
応募団体数 (件)	83	99	85	104	130
事業費総額 (円)	67,339,471	71,715,370	47,250,530	72,626,600	65,580,570
交付申請額 (円)	29,245,170	25,708,000	19,944,720	23,308,700	27,116,195

(出典) 市川市ホームページ

#### f. 届出者への配慮・メリットについて

- ・当初の制度利用者は市川市民で、かつ、納税者だけが対象とされていたが、より広い人々に関わってもらいたいという考えから、エコポイントや e モニポイントなど地域ポイントを 1%支援制度に利用できるように変更してきた。
- ・エコポイントは、市川市の指定するエコ活動などにボランティアとして参加するともらえるポイントで、市川市民でなくても付与される。
- ・e モニポイントは市政のインターネットモニターで、アンケート等に回答すると得られるポイントであり、必ずしも納税者だけが対象になるわけではない。
- ・地域ポイントによる支援も年々増えてきている。1 年目は 4 万強のポイント、昨年度は 11 万 1 千ポイント、今年は 13 万 2 千ポイントの支援があった。
- ・また、届出方法についても窓口対応、インターネット、電話、郵送、出前受付など様々な方法を設けている。最も多いのは郵送である。平成 20 年度の届出から現年度の 6 月に受け取る納税通知書等の番号で届出ができるようになり、この送付の際に、はがきサイズの届出書を同封するようになった。その届出書による届出は約 3 割あり、郵送全体では 45%を占めている。

- ・ 出前受付の利用も多く、今年度は17%程度を占めている。この制度は、各種団体のメンバーや市民が10人以上集まる場に市職員が出向いてその場で受付をする取組である。基本的には支援対象となっている団体が、自分たちへの支援を受けるために利用するケースが多いようである。
- ・ このような多様な方法を用いることで、届出がより行いやすい環境整備づくりに努めている。

#### g. 認知度向上に向けた取組について

- ・ 本制度自体の認知度の向上とあわせ、応募団体の事業内容に関する広報支援を行うことも重要だと考えている。
- ・ 平成20年度には、本制度の基金を初めて取り崩して1万冊の団体事業紹介ブックを制作した。各団体がどのような活動を行っているのか分かりにくいという声が市民などから上がっていたため、このようなガイドブックによる認知度向上に向けた取組を実施した。
- ・ その他にも、インターネットやPR誌、ボランティア・NPO活動センター等を利用して情報発信を行っている。
- ・ このような活動を行う中、福祉系のボランティアグループなど、当初はあまり活動のPRに積極的でなかった団体にも意識の変化が生まれてきており、各団体もそれぞれに本制度の利用促進に向けたPRを行っている。
- ・ 市では、該当PR活動も行っており、今年度は商業施設で2回、サラリーマンの帰宅時間に合わせて市内の3駅の駅頭でもPR活動を行った。

### ③ 今後に向けて（課題・方向性）

#### a. 制度の認知度向上

- ・ 本制度を利用している市民（納税者）の割合は3.8%とまだまだ参加率は高くない。これに対して如何にして普及啓発を行っていくかが課題である。
- ・ 今後も納税者や市川市民だけに限らず、市内の市民活動を促進することに関係する幅広い人々を取り込めるような工夫を重ねていく必要がある。

#### b. NPOの組織運営能力の向上

- ・ 市としては市民活動を更に促進するために本制度を活用してもらいたいと考えているが、補助金事業であるために、補助金依存型の市民活動団体が増えてしまうことは望んでいない。
- ・ 可能な団体は、このような補助金制度をひとつのステップとして、持続可能な団体運営のノウハウを身に付けて、自立的に活動して欲しいと考えている。

#### c. 市民活動の促進に向けた柔軟な考え方

- ・ 過年度に市が実施したアンケート調査の項目にもあるように、本制度を融

資のために利用することを今後検討する可能性はあるが、現在のところ市内の市民活動団体に本制度を融資事業に利用するというニーズはほとんどないと認識している。

- また、仮に、市川市民発の NPO バンクのようなものが立ち上がって、そこが連携を求めてきたら、一緒にできる部分は積極的に連携し、市民活動を盛り上げていくような姿勢が重要であると考えている。

**d. 市民を主役としたまちづくりのあり方**

- 地方分権化の流れの中では主役は市民であり、自らまちづくりにかかわっていく意識をどう伸ばしていくかが今後の最大の課題だと感じている。
- よく他市町村から、市川市が本制度を構築・運用できた成功要因等について問われるが、これまで何とか制度を運用してこられた要因は市民を主役とする意識を持ち続けてきたところにあると感じている。
- 各地域でも、その土地にあった市民活動のサポートの仕方、それぞれの自治体の状況に合った公益活動の支援のあり方があり、現状を把握した上でそれを常に模索していかなくてはならない。
- 市川市においても、今後も同様の姿勢で、1%支援制度や市民活動の支援のあり方を検討していくことが重要である。

#### (4) 和歌山県「紀の国森づくり税」

訪問先：和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課

日時：2009年8月21日（金）10：00～12：00

当方：小柴

##### ① 制度設立の背景

- ・ 森林環境税を導入する自治体は年々増加しているが、和歌山県は県土の77%が森林で、その荒廃が危惧され、森林の積極的な保全に向けた取り組みの必要性が訴えられるようになった。
- ・ 平成17年12月議会で本制度条例が認められ、平成19年4月から施行された。和歌山県では、全国初の議会提案という形によって県議会で条例を制定した。
- ・ 本来ならば18年の4月から施行される予定であったが、1年間は使途を検討したり、地元説明会を行ったりするために費やした。
- ・ 実際のところ、反対意見も多数あった。例えば和歌山市民は山に近くないから関係ないという意見もあったが、そうではなく森林はすべて二酸化炭素を吸って酸素を出している、また飲んでいる水も全部山から出ているものということから、県民が恩恵を受けているという認識に立って、森林を県民の財産として守り育て次の世代に引き継いでいこうという姿勢で説明を続けてきた。

##### ② 「紀の国森づくり税」に係る制度の現状・特徴

###### a. 「紀の国森づくり税」制度の概要

- ・ 同制度は、水源の涵養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているという認識の下、森林を県民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくための活動の財源を確保する一つの方法として設けられた。平成19年4月に開始され、5年間の時限付の条例となっている。
- ・ 森林の保全だけではなく森林と共生する文化の創造ということになっているので、色んな普及啓発や子供たちへの教育なども含めて、広く、なおかつ和歌山県らしい新しい事業を行うために使うこととしている。同税制による基金の活用検討会の中で、県民から広く集めるお金なので公募型を中心とした事業で行っていくこととなった。公募対象には市町村もNPOも地区の団体も含めている。
- ・ 事業内容は、紀の国の「森とあそぶ・まなぶ」というコンセプトの下、子どもの情操教育や体験学習を実施したり、「森をつくる・まもる」という活

動としては、荒廃森林の整備や協働による森づくりなどを実施したりする考えで行われている。

- また、「森をいかす」という活動としては、公共の場への木材の利活用というような事業が想定されている。本制度による基金から県の直接実施による環境整備も行う。
- ただし、同基金からは人件費は拠出されない。

#### b. 実施方式について

- ・ 実施方法としては公募型、事業提起型、県が直接実施するという 3 つの形がある。
- ・ 公募に関しては、NPO、市町村、地区団体などあらゆる組織が応募可能。

図表 16 紀の国森づくり税による基金活用の実施方式

実施方式	内容
・ 公募型	・ 市町村、NPO などからの応募のあった事業を審査し採択する。
・ 事業提起型	・ 条例の趣旨に合致する地域からの事業提起を審査し採択する。
・ 県の直接実施	・ 税の目的達成のため、必要と認められる事業を実施する。

(出典) 和歌山県ホームページ

#### c. 実施事業の内容について

- ・ 「紀の国の森とあそぶ・まなぶ」、「紀の国の森をつくる・まもる」、「紀の国の森をいかす」という 3 つの基金活用の分野区分がある。
- ・ 「紀の国の森とあそぶ・まなぶ」分野では、県民が森林との距離感を縮めるのに貢献するような事業（森林を舞台にした遊び場の提供、森林環境研修、森林・林業体験など）を実施する。
- ・ 「紀の国の森をつくる・まもる」分野では、豊かな森林の回復に向け実施効果の高い先進的な取組を中心に実施の緊急度が高い事業を実施する。例えば、放置され荒廃した森林整備（里山整備、広葉樹等植栽など）、異分野の協働による森づくり、森林整備リーダーの育成などが挙げられる。
- ・ 「紀の国の森をいかす」分野では、公共施設などへの木材利用や森林から得られる様々な産物の利活用に関する調査・研究などを行う事業を実施する。
- ・ 平成 21 年度実績では、公募型事業のうち、「森をつくる・まもる」という分野が 66.2% で事業申請額は最も多くなっている。グリーンツーリズムのような事業はあまりない。修学旅行生を森林体験を含める形で実施したいという要望はあるが、現状では、他県からの訪問客に対し実施する事業には本制度は活用できないことになっている。

図表 17 平成 21 年度紀の国森づくり税による基金活用事業（公募型）の採択状況

活用の方向性（分野）	採択件数	申請額（千円）
森とあそぶ・まなぶ	31 件	20,378
森をつくる・まもる	27 件	52,955
森をいかす	8 件	6,629

（出典）和歌山県森林・林業局 林業振興課（2009）「紀の国森づくり基金活用事業について」

d. 紀の国森づくり基金運営委員会について

- ・ 本制度において、紀の国森づくり基金運営委員会を設け、助成先団体の採択、使途の検討、事業全体の評価を行っている。
- ・ 委員会の構成メンバーは、PTA 関係者、建築士（利活用の観点から）、学識者、商工会関係者、森林組合、医師等である。NPO 関係者は含まれていない。

e. 事業評価について

- ・ ホームページでは公開していないが、助成金の申請にあたり、事業応募申請書、年度計画書、終始予算書、団体概要などを各団体から県に提出してもらい、県が保有している。
- ・ 事業終了後は各申請団体から実績報告書を提出してもらい、事業内容等の検査を県職員が実施している。
- ・ また、事業期間中には「事業遂行状況報告書」の提出を求め、事業の進捗状況等の把握に努めている。
- ・ さらに、基金運営委員会委員も年に一度、助成団体の現場を視察し事業の効果等を検証している。

f. 紀の国森づくり税の仕組みについて

- ・ 税収規模は平年度ベースで約 2 億 6,500 万円となっている。内訳は、個人による税収が 2 億 1,000 万円（対象者数 43 万人程度）、法人による税収が 5,500 万円（対象件数 1 万 8,000 社程度）となっている。

図表 18 紀の国森づくり税の仕組み ※平成 21 年 9 月時点

個人	法人
<p>(金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年額 500 円</li> </ul> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に住所がある者</li> <li>・ 県内に事務所、事業所または家屋を持っている者</li> </ul> <p>(対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得が一定の基準以下などで県民税均等割が課税されていない者</li> </ul>	<p>(金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金等の額により異なる。</li> </ul> <p>(例) 資本金等の額が 50 億円超⇒40,000 円、1 千万円以下⇒1,000 円</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に事務所、事業所を持っている法人等</li> </ul>

(出典) 和歌山県ホームページ

**g. 制度の認知度向上に向けた取組について**

- ・ 平成 19 年度末にシンポジウムを開催し、平成 20 年度事業としてテレビ和歌山でシンポジウムの映像を放映した。
- ・ また、平成 21 年 6 月に、和歌山の森林について考える森づくり懇談会を開催した。本懇談会はメディアにもオープンにし、養老孟司氏や、京都大学の先生などの著名人と県内の森林関係事業者を交え議論をするという形式のものであった。
- ・ 本懇談会は基金活用事業の一つである。

**h. 人材育成に関する取組について**

- ・ 人づくりに関連するような分野の事業として、小中学校の生徒に間伐の体験をさせるとか、植樹の体験をさせるような活動はみられるが、NPO が独自でリーダー的人材育成しようとする事業は今のところない。
- ・ 地域間の交流を通じた人材のネットワーク化という視点では、例えば和歌山市の NPO が田辺市のある地域と連携して、例年交流事業を続けており、人的なネットワーク化が行われている活動はある。
- ・ ただ、人材育成やネットワーク化について特に情報収集をしているわけではなく、地元の活動についても、そのような視点で情報が県に届くことはなかなかないのが実状である。

**③ 今後に向けて (課題・方向性)**

**a. 制度の認知度向上**

- ・ 本制度の認知度はまだまだ高くないため、今後も普及啓発関連の事業に取り組んでいくことが重要である。

- ・ たとえば、懇談会、森林保全に関する DVD の制作を検討している。

**b. 事業評価の実施**

- ・ 数値化することは難しいと感じているが、助成団体の活動による森林整備効果の測定を今後行う必要があると考えている。
- ・ 森林整備の規模の確保という観点から、NPO 等による公募型事業だけでは、限界があるため、県主導のトラストを実施する考えもある。トラストの実施については、政策評価の在り方を考慮に入れる必要がある。その場合には、森林整備の面積規模などがわかりやすいという考え方があることとも関係している。
- ・ また、条例の延長を判断する基準とするために、平成 22 年度に県民や利用団体からニーズ収集のためのアンケート調査を実施する予定である。

## (5) 宮崎市「地域コミュニティ税」

訪問先：宮崎市役所 地域コミュニティ課

日時：2009年8月12日（水）10：00～11：30

当方：小柴

### ① 制度設立の背景

- ・ 地域コミュニティ税の必要性がうたわれるようになった背景には地域コミュニティの希薄化の影響で宮崎市内における自治会への加入率が低下してきたことが関係している。
- ・ 従来、地域自治会や子ども会を中心に地域の美化や防災の活動を行ってきたが、加入率の低下のために役員をする市民が固定化され新しい取組等もなかなか生まれにくくなってきた。また、加入率の低下に伴う活動費の確保の難しさも問題として認識されるようになった。
- ・ そのような問題意識の中、行政から自治会に対して補助金を出したり、加入者が増えた自治会には助成を行ったりと一定の行政支援を行ってきた。しかし、概して自治会の加入率の低下には歯止めがかからないのが難点であった。
- ・ 自治会への加入率は現在、62.8%。10年前は73.4%で、ここ10年間で約10%減少している。
- ・ 一方、宮崎市ではボランティア活動の支援に長年力を入れている。NPOによる市民活動に補助金を出すことに加え、九州一のボランティア都市を目指して、姉妹都市のアメリカのバージニアビーチ市に市民訪問団を派遣する事業を続けてきた。
- ・ バージニアビーチ市では様々なところにボランティアが活躍する場が生み出されている。たとえば、図書館案内ボランティア等が存在していた。宮崎市でも現地訪問の成果として図書館ボランティアや観光ガイドボランティアを導入した。
- ・ このようにボランティア意識の高い市民が育っている中で、地域コミュニティの希薄化が進展する宮崎市において、地域内での相互扶助の再構築を行政としても支援していくことが重要であるという認識が強まり、各支所機能の見直しを行ってきたところに地域自治区創設の検討が始まった。
- ・ 平成18年1月に地域自治区を創設、平成21年度から地域コミュニティ税を新設した。

## ② 「地域コミュニティ税」に係る取組の現状・特徴

### a. 地域自治区制度について

- ・ 全国の県庁所在地では、市町村合併をする際に合併特例区を作っている事例はあるものの、合併前の旧自治区において地域自治区を設けている例は宮崎市のみである。
- ・ 平成 18 年の合併のときに旧宮崎市域を 15 の地域自治区に分け、佐土原町、高岡町、田野町を合併に伴い 3 つの合併特例区とした。
- ・ 地域自治区の設定は自治会の連合組織の区割りを基準にしている。
- ・ 各地域自治区の事務所機能について、旧宮崎市の支所、もしくは、旧支所が無い場合には新築して地域自治区事務所を設けている。ここでは住民票の発行など住民サービスの窓口機能も果たしている。また、地域協議会の支援なども行っている。
- ・ 地域自治区には住民の組織として地域協議会を置いている。地域協議会のメンバーは 20 名以内（人口 5 万人以上の地区では 25 名以内）で、自治会、PTA、子ども会、NPO 等から構成されている。その役割は地域の課題を地域自らが発見し解決するための協議を行うというものである。全地区で約 300 名が関わっている。
- ・ また、平成 19 年 4 月から各事務所には地域の課題解決の推進や地域協議会の運営補助を目的として、地域コーディネーターが 2 名配置されている。
- ・ さらに、地域自治区等の中には地域まちづくり推進委員会という実働部隊があり、災害対策、青少年育成、地域福祉、環境保全、文化伝承、スポーツ振興等の各部会を設置している。地域まちづくり推進委員会は事業計画を練って地域協議会から意見書を受けた後、市に対して交付金の申請を行う。まちづくり推進委員会の各部会において交付金（地域コミュニティ税※詳細は下記参照）を使って事業を実施していく。
- ・ 地域協議会や地域事務所、地域まちづくり推進委員会を通じて、これまでになかなか生まれにくかった地域課題の解決に取り組む様々な団体の横のつながりが緩やかなネットワークとして生み出されることが期待されている。
- ・ 平成 18 年度～20 年度にかけて、魅力アップ事業として各地域で事業をしてもらった。「安全パトロール」、「地域防災訓練」など地域協議会が採択した事業に 1 地区あたり平均 45 万円の補助金を交付して行った。

### b. 地域コミュニティ税について

- ・ 上述したように、これからの地域コミュニティづくりには新たな形での住民自治の増進が必要になる。自治会への補助金は今まで一般財源から捻出してきたが、自治機能の低下に歯止めがかからないため、地域コミュニテ

ィ税の導入が検討された。地域コミュニティづくりへの投資に市民からの納税も含めることで、市民の自治意識を高める狙いがある。

- ・ 市民税の均等割が課税される市民から年額 500 円ずつ徴収し、この費用を受け、地域自治区、合併特例区において、地域まちづくり推進委員会が、地域課題解決に向けた活動を行う。推進委員会には、現在 1500 名程度（1 地区あたり 100 名弱）の委員がいる。
- ・ 地域コミュニティ税のモデル事業として、憶地区、青島地区、大塚台・生目台地区において 1 地区あたり 130 万円が交付された。
- ・ 地域コミュニティ税の概要は以下のとおりである。

項目	内容
税額	年額一人あたり 500 円 (税込規模で 8,000 万円程度)
納税対象者	個人で市民税均等割が課税されている方
課税方式	市民税均等割超過課税方式（法定普通税）
税の使途	地域自治区・合併特例区における地域課題解決のための各種取組
交付団体	地域まちづくり推進委員会 (地域協議会等の実践組織・・・約 1,500 名が参加)
交付予定額	約 200~1,000 万円弱（均等割+人口割による算出）

#### c. 使途研究会・評価委員会について

- ・ 地域コミュニティ税使途研究会（以下、使途研究会）と地域コミュニティ税評価委員会（以下、評価委員会）という外部委員組織をつくり、地域コミュニティ税の使途や仕組みそのもののあり方について検討していく。
- ・ 使途研究会は地域協議会の代表や学識者、NPO 等 15 名からなり、地域コミュニティ税の使途ルールづくり（運用マニュアルの作成、検証および見直し）を検討する。使途マニュアルを作り各地区において、地域まちづくり推進委員会が中心になって、マニュアルに従った事業計画を練る。
- ・ 一方、評価委員会は税理士や学識者、NPO 等 9 名からなり、適正な税の執行がなされているかを検証し、事業評価を行う機能を有する。
- ・ 使途研究会と評価委員会は連携し、同制度のあり方を検討していく。

#### d. 制度の認知度向上に向けた取組について

- ・ 市民の反応・評価という部分では、参画して頂いている方々には概ね同制度の趣旨に賛同頂き、試行錯誤の段階ではあるが、地域のために有効に活用して頂いているのではないかと見受けられる。
- ・ ただし、市民の理解はまだまだ深くなく、市としては今後も周知活動を行

っていく必要性を感じている。これまでも、市の広報紙に1年以上毎月特集記事を出してきた。また、新聞にも時折周知のための広報記事を載せている。

- ・各まちづくり推進委員会も地域事務所と連携し、市や独自のWebサイトに掲載する等して活動の周知を行っている。

#### e. 地域まちづくりリーダー人材育成に向けた取組について

- ・人材育成という観点からは、地域まちづくりリーダー人材育成支援、地域まちづくり事務局体制支援という2つの事業を一般財源からの補助で行っている。
- ・まちづくりリーダー人材育成支援については各地区30万円の補助を行い、地域の判断で外部から講師を招き講演会等を開催するなど、リーダー像の概念や将来にまちづくりのノウハウを伝えることを目指している。
- ・事務局体制支援については地域まちづくり推進委員会が設置する事務局の職員雇用経費を支援するものである。本来であれば、地域まちづくり推進委員会が事務局職員を継続的に雇用できるのが望ましいが、同委員会の活動資金は地域コミュニティ税で、継続的な雇用には使えない取り決めになっているため、このような方法をとっている。

### ③ 今後に向けて（課題・方向性）

#### a. 持続可能な形での人材の確保

- ・地域コミュニティ税ではまちづくり推進委員会等に常勤職員を雇用するための費用が捻出できない規則になっている。
- ・将来的には、地域まちづくりに常勤で関わる人材の確保が持続可能な形で実現される必要があると感じている。

#### b. NPOなど多様な関係者の取り込み

- ・旧来の自治組織にみられるような地縁型組織による取組では、斬新なアイデアが生まれにくく、本市としては、地縁型組織とNPOとの連携を進める必要がある。
- ・一方、本市におけるNPOの活動は市の中心部分に偏っており、今後は、地方にも支援されるNPOが増えていくことでNPO独自の活動範囲にも幅が生まれる可能性があり、これにより包括的に地域の活性化が進むことを期待している。
- ・市としてはNPO業界にも市民活動センター等を通じ声掛けを継続していくことで、本制度の活動に取り込む活動を進める考えである。
- ・また、地域外の先進的なNPOの取組を現場視察するための交通費等も地

域コミュニティ税を財源として活用が可能な状態にしている。

④ その他

- ・ モデル事業を行った地区では、地域への愛着心や帰属心が醸成されたという声も聞かれた。同制度で生まれた地域自治区での取組を通じて、地域コミュニティづくりにより多くの市民や団体が関わっていくことが期待される。

## 7. NPOバンク、自治体による取組の課題

ケーススタディを踏まえ、NPOバンクや自治体による取組の課題について下記に整理する。

### 7-1. NPOバンクによる取組の課題

#### (1) 法的な制約

NPOバンクが抱える最も大きな課題は法的制約である。法的制約については以下の2つが挙げられる。

##### ① 金融商品取引法

- ・ 2006年6月に投資家保護を目的として公布された金融商品取引法により、ファンドに対する情報開示と業者登録が義務化された。同法の適用を受けると監査費用などに年間数百万円かかるため、現在の低利、小規模融資を行うNPOバンクには負担することが非常に厳しい。
- ・ そこで、現在のところ、NPOバンクは同法の適用除外を受けているが、その代わりに、出資に対する配当を行わないことを条件付けられている。

##### ② 貸金業法

- ・ 2006年12月に公布された改正貸金業法は貸金業者から融資を受ける消費者保護を目的として、貸金業者に対して最低財産要件の引き上げや指定信用情報機関への加入・利用義務化等が規定された。
- ・ このうち、前者については、適用除外を受けることができているが、後者についてはNPOバンクも対象とされている。
- ・ 指定信用情報機関への加入・利用には年間100万円程度が必要となりコスト面でNPOバンクにとっては大きな課題となっている。
- ・ また、NPOバンクの借り手の個人情報や信用情報を信用情報機関に提供することが義務付けられており、信用情報機関による情報取扱上は、NPOバンクからの借入がサラ金からの借入と同等の扱いを受けてしまうため、NPOバンクの利用を躊躇する個人や事業者が生まれることが懸念されている。

#### (2) 財政基盤の脆弱さ

ケーススタディでもみられたようにNPOバンクによる現行の融資額は300万円～500万円程度と1件あたりの融資金額規模が小さく、金利も低い。このように考えると、NPOバンクによる貸金業として人件費等の組織運営費用を得ることは容易とは言えない。

このような課題があるために職員数は必要最小限に抑え、無償のボランティアによる運営を行うNPOバンクもみられる。

### (3) 他組織とのネットワーク化の未整備

北海道 NPO バンクでは併設されている北海道 NPO サポートセンターと連携して、資金的支援をバンクが、テクニカル・アシスタンスの提供を通じた資金融資先の発掘をサポートセンターが担当している。また、北海道 NPO バンクや NPO 夢バンク等では、行政から資金的に支援を受けたり、コミュニティ・ユース・バンク momo では労働金庫から職員研修事業を受託したりしている。

上述したように、NPO バンクは財政基盤が弱い中で積極的に融資先の発掘作業を行う程の人的な余力は十分でない。

そのように考えると、今後、本格的な活動を行おうとしている NPO バンクの設立準備会組織は行政、地域金融機関、NPO や CB/SB の中間支援組織等の地元組織との連携による融資先の発掘や貸金業以外の収益事業の可能性も視野に入れた活動を行うことが必要になると思われる。

## 7-2. 自治体による取組の課題

### (1) 制度自体の社会的認知度の低さ

ケーススタディにみられたように多くの自治体が制度の社会的認知度の低さを課題として感じている。寄附者となる市民等に対する制度の周知が行き届いていないと NPO 等に対する助成を行うための原資を十分に得ることが難しくなる。

市川市のように団体事業紹介ブックを作成したり、広報誌や Web で制度の周知を行ったりする事例もみられるが、目に見えて成果が上がっている自治体はないようで、今後解決が求められる課題であると言える。

### (2) 支援対象組織形態の限定性

ケーススタディの結果をみると、多くの自治体は NPO 法人やボランティア・グループ（民法上の任意組合）を対象として想定した制度設計が行われている。

そのため、地域課題の解決に向け活動する株式会社や一般社団法人等、その他の組織形態を有する事業者が制度を利用できないこともあり、市民等による地域課題の解決に向けた活動を促進していくにあたっては必ずしも望ましい状態にあるとは言えない。

### (3) 制度依存を生む可能性

本調査で取り上げた自治体の取組は返還義務のない助成による NPO 等への資金支援を主たる目的としているため、組織によっては、自律的な資金調達手法を検討することなく、自治体の助成金に依存した活動を生む可能性をはらん

でいる。

しかし、多くの自治体では、将来的に、自律的な資金調達による地域活動に発展していってもらうことを期待している様子が伺われ、自治体からの助成金に依存する団体が増加することは一定課題として受け止められている。

### 7-3. NPO や CB/SB 事業者の抱える課題

#### (1) 融資・助成先としてのキャパシティ不足

NPO バンクの場合には特に融資先として NPO や CB/SB を審査するため、事業計画能力や会計・財務などの経営能力の不足感を感じるという声が聞かれた。NPO バンクが充実しても肝心の融資先が融資に値するキャパシティを持っていなければ、NPO バンクの存在価値も高まらない。

また、自治体による助成の場合でも、事業実施計画書や収支計画書の作成等が課せられるが、必ずしも十分な対応ができる事業者だけが申請を行うわけではないのが現状である。

#### (2) つなぎ融資としての資金需要の多さ

NPO バンクに対するケーススタディからは、事業者からの資金調達ニーズの多くがつなぎ融資であるという事例もみられた。つまり、NPO や CB/SB が行政からの補助金を受け取るまでの間の事業費として NPO バンクを利用する傾向が強いということである。

しかし、積極的な事業融資による地域社会の活性化や変革が成し遂げられるために融資を行うのが NPO バンクの本来的な存在価値であると考えられ、つなぎ融資が多い現状は事業者側の事業計画のあり方や事業者と行政との関係性による硬直さが関係しているとも受け止められる。

## 8. 今後の取組の方向性

上記の調査結果を踏まえ、NPOバンクや自治体によるNPOやCB/SBの資金調達面等での取組の方向性や、公的な環境整備等のあり方について、今後検討が必要になると考えられる項目について列挙する。

### 8-1. NPOバンクの今後の取組の方向性

#### (1) 融資上限金額の拡大

1件あたりの融資金額規模の上限を高め設定した融資商品を用意することで、利息収入の拡大を一定水準まで求める必要があるだろう。

ただし、融資金額を拡大する場合には、これまで以上に財政基盤を強化する必要があり、NPOバンク単独でなく、地域金融機関や行政からの資金的・人的なバックアップを得ることも検討する必要があるのではないだろうか。

NPOバンクは市民立の活動としての特色を持つので、自治体との近すぎる関係を好まない可能性は考えられるが、例えば、自治体からの事務局人件費の助成と自治体職員研修を兼ねた数名の人的受入を同時に行うことで、自治体における今後のNPOやCB/SB振興に向けた政策立案能力に現場の視点を組み込むことが促進される可能性がある。

#### (2) NPOやCB/SBのキャパシティ・ビルディング支援の充実

課題においても指摘したように融資先としてのNPOやCB/SBは融資を受けるに値する経営全般に関するキャパシティが不足している場合もある。このような事業者の存在を考えると、テクニカル・アシスタンスを行えるだけの人材を量・質の両面で確保する必要がある。

このような体制を組み、一定水準のコンサルフィーを徴収して、ハンズオン支援が提供できるようになれば、これまで融資が難しかった申請団体への融資も可能になると考えられる。

ただし、これを実現するためにはコンサルティングを受ける事業者に相当する資金的な余力があることとNPOバンク側の財政的な人材確保が重要になる。

#### (3) 市民発のふるさと納税型資金循環システムとしての役割の強化

NPOバンクは一定の地域内における社会的な課題解決に取り組む事業者に融資を行うことを第一義的な目的としているが、出資については地域性に捉われずに募集をしている。

現在、立ち上げに向けた準備が進む団体等は地方に立地している場合も多く、首都圏や都市部で生活をする当該地域の出身者や地方の活性化等に関心

のある都市生活者を出資のターゲットとし、市民発のふるさと納税型資金循環システムとしての役割を担う可能性がある。

例えば、自治体と連携して都心のアンテナショップや県人会を利用して広報活動等を実施することにより都心から地方への資金還流を促進することも考えられる。

#### (4) コミュニティ・ビジネス・ネットワークの仲介役としての役割の強化

現在、NPOバンクに融資を求める事業者の中には、金銭的なニーズだけでなく、NPOバンクが有する意欲的な事業者や出資者とのネットワークを得たいと考えている者も少なくないようである。

特に、事業者と出資者の顔と顔が見える関係づくりを意識しているNPOバンクでは、出資者を融資先に連れて行くフィールド・トリップも実施する場合がある。

このように地域課題、社会的課題の解決を目指し、共感を得る者同士をネットワーク化し、NPOやCB/SB振興に取り組む役割を強化していくことも求められている。

### 8-2. 自治体の今後の取組の方向性

#### (1) 制度の社会的認知度の向上

自治体による取組では、NPOやCB/SBの支援金として、市民等からの寄附だけでなく、行政による基金拠出等が行われる場合も多く、資金ニーズの規模感に対して、財源自体の安定感にはNPOバンクよりも大きいと言える。

自治体による今後の取組の方向性としては、まず、制度に関する認知度を向上させることが何よりも重要で、地方自治体は上述したような都心部のアンテナショップや県人会を利用した広報活動を行うことで、ふるさとの地域づくりに貢献する制度の周知とその利用を促進するという考え方は重要だろう。

また、一部の自治体が強調しているように、制度を利用しようとする事業者側にも制度周知を行ってもらい取組を設けることも重要である。

#### (2) 制度対象組織の拡大

課題においても触れたが、制度が対象とする組織形態が限定的であると、地域の活性化や地域課題の解決に向け活動しようとする事業者を取りこぼす可能性がある。

近年は、地域の活性化や地域課題の解決をしようとする事業者は組織形態に関わらず、小規模な団体である場合も多く、これらを広く対象とする仕組

みが求められていると言える。

### (3) 資金調達と経営能力に関する支援の連動性の向上

助成という資金調達の手法を実施する場合でも、事業計画能力や収支計画の作成能力等が一定水準以上、求められることは一般的である。

NPO バンクの場合と同様に、自治体においても、NPO 中間支援組織や中小企業支援組織等と共に、上記のような能力を高めるためのサポート事業を資金的な支援の取組と連動させて実施していくことが今後、一層重要になると考えられる。

## 8-3. NPO や CB/SB の振興に向けた公的環境整備の方向性

### (1) NPO や CB/SB 等の認知度の向上による資金流入の促進

近年、社会的な活動に資産を投資しようとする市民意識の高まりを指摘する声が聞かれるが、「新たな公」の担い手としての NPO や CB/SB の取組に関する認知度はまだまだ高いとは言えない。

公的な機関がこれらの事業者の取組内容を広報していくことによって、NPO や CB/SB の社会的信用が増し、結果として、NPO バンクや自治体等に投資・寄附をしようとする市民等を増加させることにつながる可能性がある。

### (2) 「新たな公」向けの F&T (Financial & Technical) サポートセンターの創設

自治体による助成制度、NPO バンク、地域金融機関、政府系金融機関等の投融資制度の総合窓口を有し、助成・投融資以外の市民出資などによる資金調達手法のコンサルティングや経営能力の向上に資するテクニカル・アシスタンスを実施できるような「新たな公」向けの総合的な F&T サポートセンターを設けることも考えられる。

その場合には、事業者の規模や成長段階に応じた柔軟かつ専門性の高いコンサルティングができるように民間からの専門家(中小企業診断士、会計士、税理士、金融専門家、NPO 支援専門家など)を登用する仕組みも重要になる。

まずは、F&T サポートセンターの創設に関する実現可能性調査を実施することが求められる。

### (3) NPO や CB/SB 事業者、自治体や NPO バンク等の取組の社会的インパクト評価手法の検討

NPO や CB/SB 事業者の取組や自治体、NPO バンクの資金調達支援等の取組の社会的インパクト評価指標を検討し、行政や金融機関、企業、市民等社

会全般にその社会的意義・価値を見せていくことで社会的認知の向上にも貢献するものと考えられる。

近年、欧米では、GDP だけでは計測することの難しいソーシャル・キャピタルやポジティブな社会変容を市民の **Subjective Well-being** の変化を通して総合的政策評価を行うための指標開発が進められており、このような視点から NPO や CB/SB 事業者の取組を評価する手法の開発も重要であると言える。

今後、NPO や CB/SB を振興し、このような事業者を支える NPO バンクや自治体による資金調達支援の効果的な実施に向け、上記のような項目に対する慎重かつ前向きな議論が必要とされている。